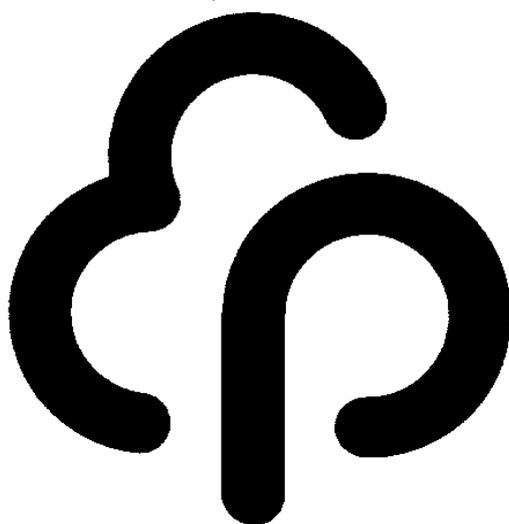


# 環境マネジメントシステム文書①

## 〈環境マネジメントマニュアル〉

制 定 平成 9年 3月31日

最終改訂 令和 7年 4月 1日(改訂第34版)



*エコポリス板橋*

東 京 都 板 橋 区

## 目 次

## 目 次

|       |                  |    |
|-------|------------------|----|
| 1     | 制定の目的            | 1  |
| 2     | 引用規格             | 2  |
| 3     | 用語及び定義           | 2  |
| 4     | 組織の状況            | 2  |
| 4.1   | 組織及びその状況の理解      | 2  |
| 4.2   | 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | 2  |
| 4.3   | 適用範囲             | 3  |
| 4.4   | 環境マネジメントシステムの枠組み | 4  |
| 5     | リーダーシップ          | 4  |
| 5.1   | リーダーシップ及びコミットメント | 4  |
| 5.2   | 環境方針             | 5  |
| 5.3   | 組織の役割、責任及び権限     | 7  |
| 6     | 計画               | 19 |
| 6.1.1 | 一般               | 19 |
| 6.1.2 | 環境側面             | 19 |
| 6.1.3 | 順守義務             | 20 |
| 6.2   | 環境目標             | 28 |
| 7     | 支援               | 34 |
| 7.1   | 資源               | 34 |
| 7.2,3 | 力量及び認識           | 35 |
| 7.4   | コミュニケーション        | 36 |
| 7.5.1 | 文書類              | 36 |
| 7.5.2 | 記録の管理            | 37 |
| 8     | 運用               | 37 |
| 8.1   | 運用の計画及び管理        | 37 |
| 8.2   | 緊急事態への準備及び対応     | 37 |
| 9     | パフォーマンス評価        | 38 |
| 9.1.1 | 監視、測定、分析及び評価     | 38 |
| 9.1.2 | 順守評価             | 40 |
| 9.2   | 内部監査             | 40 |
| 9.3   | マネジメントレビュー       | 41 |
| 10    | 改善               | 41 |
| 10.1  | 不適合及び是正処置        | 41 |
| 10.2  | 継続的改善            | 41 |
| 11    | 改訂経過             | 42 |

## 1 制定の目的

板橋区は、平成5年4月1日に全国に先駆けて『エコポリス板橋』環境都市宣言を行い、環境と共生するまちづくりが区の施策における柱の一つであることを内外に表明した。この環境都市宣言及び平成4年6月に「環境と開発に関する国連会議」で採択された「アジェンダ21」を踏まえ、平成6年3月には、板橋区快適環境推進協議会での検討を経て「アジェンダ21いたばし」を策定した。

「アジェンダ21いたばし」は、身近な環境から地球環境までの幅広い環境に配慮した、4つの行動原則と21の行動指針に基づく、区民・事業者・行政の各主体ごとの具体的な行動を“板橋区における地球環境保全行動プログラム”として取りまとめたものである。

板橋区快適環境推進協議会では、「アジェンダ21いたばし」を積極的に普及・推進していくために、今後の区の施策について、次の3つの提言を行っている。

- 提言1 環境問題に関する普及・啓発活動のより一層の推進
- 提言2 区民や事業者への支援体制とネットワークの形成
- 提言3 「環境自治体」にふさわしい取組体制の確立

上記の提言3の中で、『「アジェンダ21いたばし」の推進を図るうえでは、「環境自治体」としての全庁的な取組みが必要であるため、行政内部の横断的な組織を整備し、環境監査制度の実施等について検討すること』と提案されている。

一方、国においても、「環境基本計画」(平成6年12月16日閣議決定)の理念を踏まえ、平成7年6月13日に「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画」が策定された。これに基づき各省庁において自主的な環境保全に向けた取組みが進められている。こうした背景を踏まえて、板橋区では「板橋区庁内環境管理・監査システム」を平成9年3月に構築し、平成9年4月から実施している。

この「板橋区庁内環境管理・監査システム」を発展させ、区の行政運営全領域にわたる活動を環境の視点でマネジメントするために、ISO14001に適合するように改訂したものが、板橋区環境マネジメントシステムである。

## 2 引用規格

JIS Q 14001:2015(ISO14001:2015)による。

## 3 用語及び定義

このマニュアルに用いる用語の定義は、次による。

その他の用語の定義は、原則としてJIS Q 14001:2015で示された用語の定義に従う。

- 1 環境保全項目  
環境側面のうち、環境保全に資する項目をいう。
- 2 環境負荷項目  
環境側面のうち、環境に負荷を与える項目をいう。

## 4 組織の状況

### 4.1 組織及びその状況の理解

環境管理責任者は、組織の目的に関連し、かつ、環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を板橋区基本計画等の行政計画から抽出する。

板橋区の環境の状況や環境の保全に関する行政課題を外部の課題、経営改革を推進する上での組織の課題を内部の課題として特定する。

## 4 組織の状況

### 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

環境管理責任者は、区民、事業者、議会等の利害関係者からの環境保全に関する要望等の把握に努め、組織の順守義務となるものを特定する。

## 4 組織の状況

### 4.3 適用範囲

板橋区環境マネジメントシステムは、以下の範囲における事務事業及び活動から発生する環境側面に適用する。

なお、環境管理組織については、「5.3 組織の役割、責任及び権限」に詳述する。

#### (1)組織の適用範囲

- ①区長の事務部局
- ②会計管理室
- ③教育委員会の事務部局、区内の区立小学校・中学校及び幼稚園
- ④選挙管理委員会の事務部局
- ⑤農業委員会の事務部局
- ⑥監査委員の事務部局
- ⑦区議会の事務部局

#### (2)活動の適用範囲

(1)の組織が実施する事務・事業活動に適用する。

#### (3)施設の適用範囲

「5.3 組織の役割、責任及び権限」図5.3.4に示す。

#### (4)人の適用範囲

適用範囲の組織が所掌する事務事業に関与する全ての者。ただし、適用規定について下表により区分し、運用面で異なる規定をすることができる。

|   |                                  |                                  |
|---|----------------------------------|----------------------------------|
| ① | 職員                               | 一般職員、再任用職員                       |
| ② | 長期職員<br>(特別職非常勤職員、会計<br>年度任用職員等) | 区が雇用する者で、毎月16日以上勤務し、かつ、雇用期間が1年の者 |
| ③ | 短期職員                             | 区が雇用する者で、①②以外の者                  |
| ④ | 委託職員・指定管理職員                      | 区以外の団体に雇用され、適用範囲において勤務する者        |
| ⑤ | その他                              | 上記に該当しない者                        |

#### (5)適用除外施設

以下の施設等には、環境マネジメントシステムの規定は適用しない。ただし、①に対して実行部門長は、環境マネジメントシステムへの協力を指示できる。また、②③に対しては「運用の計画及び管理要領(8-1)」に基づき、環境マネジメントシステムの必要な手順又は趣旨を伝達・指導する。

- ①板橋区外に設置されている施設
- ②外部から物品又はサービスを提供する、供給業者及び請負業者
- ③行政財産の目的外使用許可や普通財産の貸付け等を受け、区の施設を使用する団体又は個人

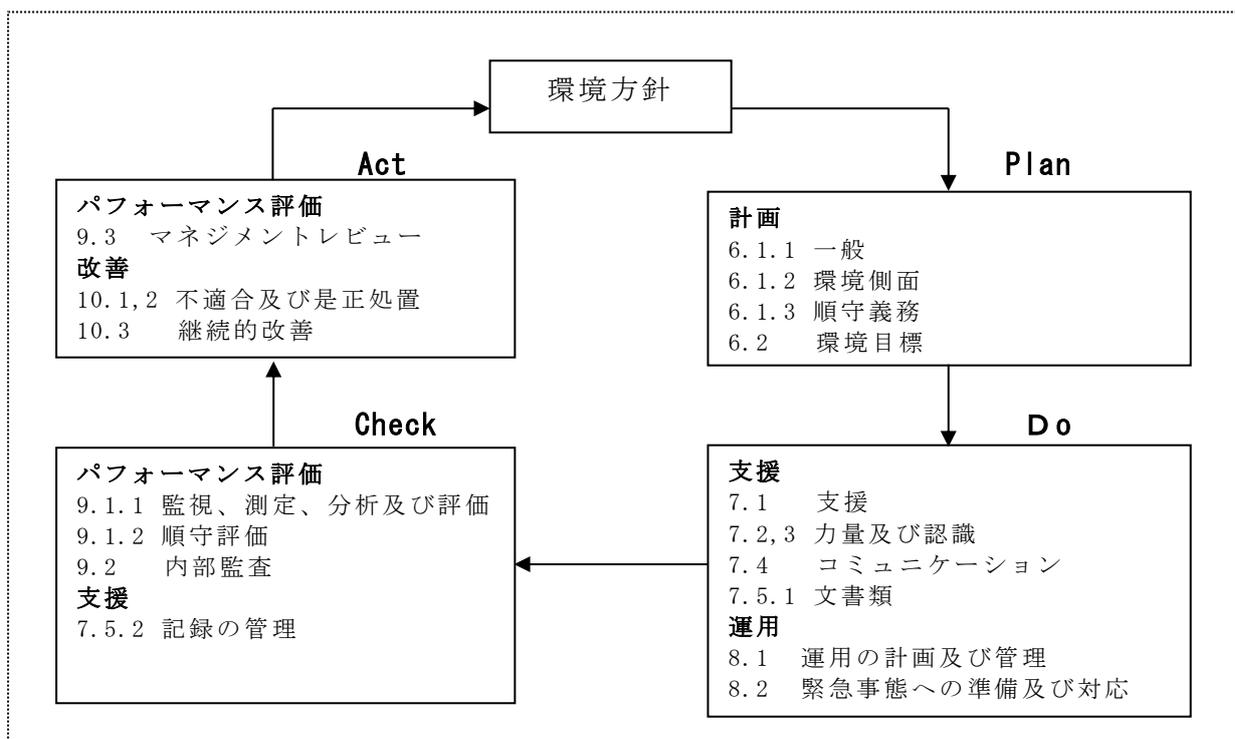
## 4 組織の状況

### 4.4 環境マネジメントシステムの枠組み

環境管理総括者が定めた環境方針に基づき、計画、実施及び運用並びに点検、是正措置及び見直しの動的な循環プロセスにより、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善する。

環境マネジメントシステムの枠組みを図4.4に示す。

図4.4 環境マネジメントシステムの枠組み



## 5 リーダーシップ

### 5.1 リーダーシップ及びコミットメント

環境管理総括者は、次に示す事項によって、環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証する。

- ・ 環境マネジメントシステムの有効性について説明責任を負う。
- ・ 環境方針及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。
- ・ 組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- ・ 環境マネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にする。
- ・ 有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。

- ・ 環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成することを確実にする。
- ・ 環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- ・ 継続的改善を促進する。
- ・ その他関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する。

## 5 リーダーシップ

### 5.2 環境方針

環境管理総括者は、環境保全の取組に関する基本理念及び環境方針を定め、区内外に表明し、環境保全活動を継続的に推進する。

環境方針の策定、周知、及び開示に関し必要な事項は「環境方針の策定、周知及び開示要領(5-2)」に記述する。

#### 【基本理念】

#### 「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然、澄んだ空気、静かでやすらぎのある暮らしは、私たちすべての区民の願いです。

板橋区には、みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど、誇れる環境が残されています。

しかし、近年の盛んな都市生活は、かつての良好な環境を徐々に失わせ、さらに地球環境をも悪化させています。

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務です。

私たち板橋区民は、真に快適な環境を創造するために、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します。

- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、地球市民として行動します。
- 2 私たちは、リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め、地球の資源を大切にします。
- 3 私たちは、みどりや水、空気を大切に守り、様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます。

平成5年4月1日

板 橋 区

## 板橋区環境方針

板橋区は、東京の区部にありながら、武蔵野台地の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川、美しい桜並木に彩られる石神井川など、水と緑に囲まれた素晴らしい環境に恵まれています。また、中山道の宿場町として街道文化が育まれてきた歴史を持ち、国の重要無形民俗文化財にも指定されている徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を残す一方で、都内有数の産業集積地でもあり、多くの医療機関や大学、にぎわいの商店街なども立地する、子育て世代にとっても高齢者にとっても暮らしやすいまちが広がっています。

板橋区は、これらの素晴らしい環境を未来へ引き継いでいくため、「人と緑を未来へつなぐスマートシティ“エコポリス板橋”」の実現をめざし、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働して、環境、防災・減災、健康・福祉、教育・保育などに配慮したまちづくりを進め、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

### 1 環境に配慮して行政を運営していきます

板橋区は、区が行う全ての活動・サービスにおいて、事務事業を総合的にマネジメントし、環境に配慮した計画的・効率的な行政運営を図ります。

### 2 環境マネジメントシステムに職員全員が取り組みます

板橋区は、全職員参加のもとに環境マネジメントに対する組織運営体制を整備・確立し、環境力を向上させるとともに、環境マネジメントシステムを継続的に改善していきます。

### 3 計画的に環境への負荷を減らしていきます

板橋区は、自らが区内における大規模事業者であることを認識し、環境の向上と環境負荷の低減について、具体的な目標と達成期間を設定し、計画的に実施するとともに、継続的に見直しを行います。

### 4 環境に関する法令や基準を守ります

板橋区は、環境関連法令等を順守するのはもとより、環境に関する自主管理基準を設定し、継続的な環境の保全・改善に努めていきます。

### 5 資源循環型のまちづくりを進めます

板橋区は、自ら省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・再資源化に努めるとともに、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働して、区内から排出される廃棄物の発生抑制・再利用を促進し、資源循環型のまちづくりを進めていきます。

### 6 区民と一緒により良い環境づくりに取り組みます

板橋区は、汚染物質の使用を最小限にとどめ、環境汚染の予防に努めるとともに、より良い自然環境・生活環境や、便利で快適な都市環境を未来に継承していくため、区民・事業者などの多様な主体と連携・協働し、より良い環境づくりに関する取り組みを進めていきます。

### 7 環境に関する活動結果を公表します

板橋区は、区職員一人ひとりが環境方針及び環境マネジメントシステムを認識・理解するための研修を実施するとともに、方針及びシステムに基づく活動結果を全職員に周知・徹底し、併せて広く一般に公表します。

平成28年4月1日

板橋区長  
環境管理総括者

坂本 健

## 5 リーダーシップ

### 5.3 組織の役割、責任及び権限

環境マネジメントを推進するための組織（環境管理組織）を図5.3.1に示す。エネルギー管理体制を図5.3.2（区長部局）、図5.3.3（教育委員会）に示す。実行組織の詳細を図5.3.4に示す。環境管理組織の構成及び責任は、次のとおりである。

#### 1 環境管理総括者（区長）

環境管理総括者は、環境マネジメントシステムの総責任者として次に掲げる業務を行う。

- ・環境方針の策定
- ・必要な職の任命
- ・必要な人的・物的（技術及び技能）及び財政的資源の確保
- ・環境目標の承認
- ・内部環境監査における年間監査計画の承認
- ・報告の受理
- ・システムの見直し

#### 2 環境管理副総括者（副区長、教育長）

環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故があったとき、又は環境管理総括者が欠けたときその職務を代理する。

#### 3 環境管理責任者（資源環境部長）

環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの運用管理責任者として、次に掲げる業務を行う。

- ・システムの確立、実施、持維及び管理
- ・実行部門長、環境管理事務局への必要な事項の指示
- ・環境目標の策定
- ・「エコポリス板橋」推進本部への審議事項の提案
- ・実行部門長からの報告の受理
- ・環境管理総括者への報告
- ・環境管理事務局の統括
- ・内部環境監査における環境監査事務局の統括

#### 4 実行組織

実行組織は、各部及び行政委員会の事務局等からなり、環境活動を実行する。

##### (1) 実行部門長（各部長・会計管理者・教育委員会事務局次長・他事務局長）

実行部門長は、実行部門の責任者として、次に掲げる業務を行う。

- ・環境管理推進員への必要な事項の指示
- ・環境管理責任者への報告
- ・緊急事態の予防、緩和、応急対策
- ・監視・測定結果の検証
- ・実行部門の不適合の是正
- ・その他、環境管理責任者から指示があった事項

- (2) 環境管理推進員（各課長・各小中学校長・各幼稚園長）  
環境管理推進員は、課、学校及び幼稚園の環境管理活動を推進するため、次に掲げる業務を行う。
- ・ 実行部門長の指示による調査・報告
  - ・ 関係法令の把握及び報告
  - ・ 必要な手順書の作成
  - ・ 緊急事態の応急措置とその報告
  - ・ システムの監視・測定及び報告
  - ・ 法的及びその他の要求事項に基づく資格者の設置
  - ・ 記録類の管理・保管
  - ・ その他、実行部門長から指示があった事項
- (3) 環境管理副推進員（各課庶務担当係長・各区民事務所長・各保育園長・各小中学校副校長・各幼稚園副園長等）  
環境管理推進員を補佐する。

## 5 「エコポリス板橋」推進本部

環境マネジメントシステムを円滑に推進するため、「エコポリス板橋」推進本部を置く。

「エコポリス板橋」推進本部は、「エコポリス板橋」推進本部長（区長）、副本部長（副区長、教育長、常勤監査委員）、本部員（各部長等）をもって構成し、環境管理に係わる諸施策の立案、総合調整、推進及び監査に関することを審議する。

「エコポリス板橋」推進本部の下に「エコポリス板橋」推進本部幹事会を置き、必要な事項を協議する。

## 6 内部環境監査チーム

主任環境監査員及び環境監査員で構成し、内部環境監査を実施する。

- (1) 主任環境監査員（常勤監査委員）  
主任環境監査員は、次に掲げる業務を行う。
- ・ 年間監査計画の策定
  - ・ 必要な情報の取得
  - ・ 内部環境監査チームを代表し、その活動を指揮する。
  - ・ 監査の指摘事項を実行部門長に通知し、是正を指示する。
  - ・ 環境監査報告書の作成及び環境管理総括者への報告
- (2) 環境監査員  
環境監査員は、主任環境監査員を補佐し、次に掲げる業務を行う。
- ・ 各実行部門の監査に関する実施計画の策定
  - ・ 監査の実施に係る事項
  - ・ 監査証拠の収集、解析

## 7 環境管理事務局

環境管理事務局は、環境管理責任者の指示により必要な調査、検討等を行う。

環境管理事務局長は、資源環境部環境政策課長をもってあてる。

環境管理事務局は、内部環境監査における環境監査事務局を兼ねる。

## 8 エネルギー管理体制

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、板橋区役所および板橋区教育委員会のそれぞれが特定事業者指定されているため、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（平成21年3月31日経済産業省告示第57号）に基づき、エネルギー管理体制を整備する。

### (1) 特定事業者の代表者（区長、教育長）

特定事業者の代表者は、エネルギーの使用の合理化に関し、次に掲げる業務を行う。

- ・管理体制の整備
- ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理責任者、エネルギー管理企画推進者の配置
- ・事業所等の名称、所在地、エネルギー使用量等の記録、管理
- ・省エネ法に基づく、定期報告書および中長期計画書の提出
- ・東京都環境確保条例に基づく、地球温暖化対策報告書の提出

### (2) エネルギー管理統括者（資源環境部長、教育委員会事務局次長）

エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化に関する業務を統括管理するため、次に掲げる業務を行う。

- ・省エネ法に基づく、定期報告書および中長期計画書の作成
- ・東京都環境確保条例に基づく、地球温暖化対策報告書の作成
- ・エネルギー管理責任者への必要な事項の指示

### (3) エネルギー管理責任者（環境政策課長、教育総務課長）

エネルギー管理責任者は、エネルギーの使用の合理化に関する業務を推進するため、次に掲げる業務を行う。

- ・エネルギー管理統括者への報告
- ・エネルギー管理企画推進者への必要な事項の指示
- ・その他、統括者から指示があった事項

### (4) エネルギー管理企画推進者（環境政策課職員、教育総務課職員）

省エネ法の規定に基づき、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習の修了者の中からエネルギー管理企画推進者を配置する。

エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者およびエネルギー管理責任者を実務面から補佐する。

図 5. 3. 1 環境管理組織図

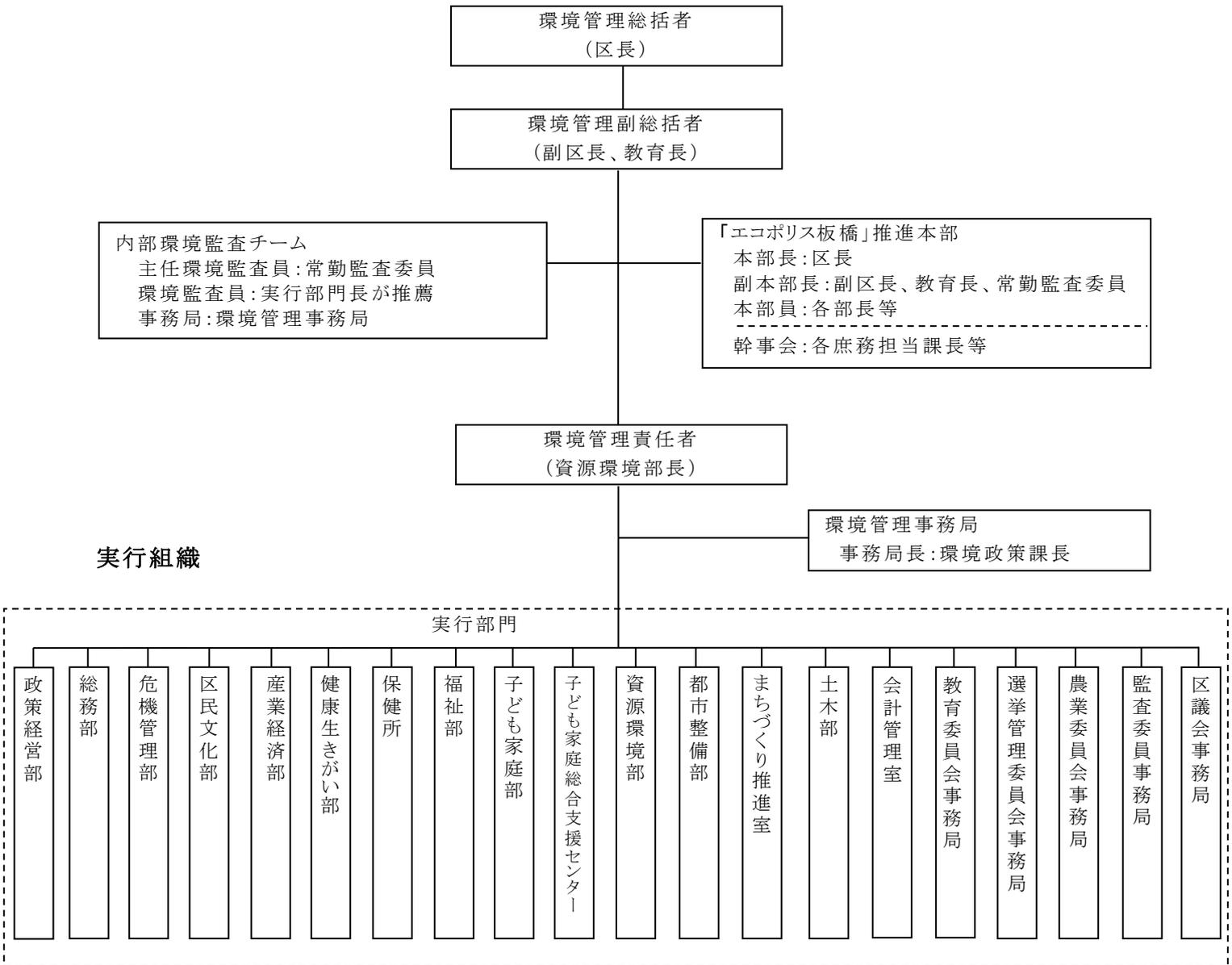


図5.3.2 エネルギー管理体制図(区長部局)

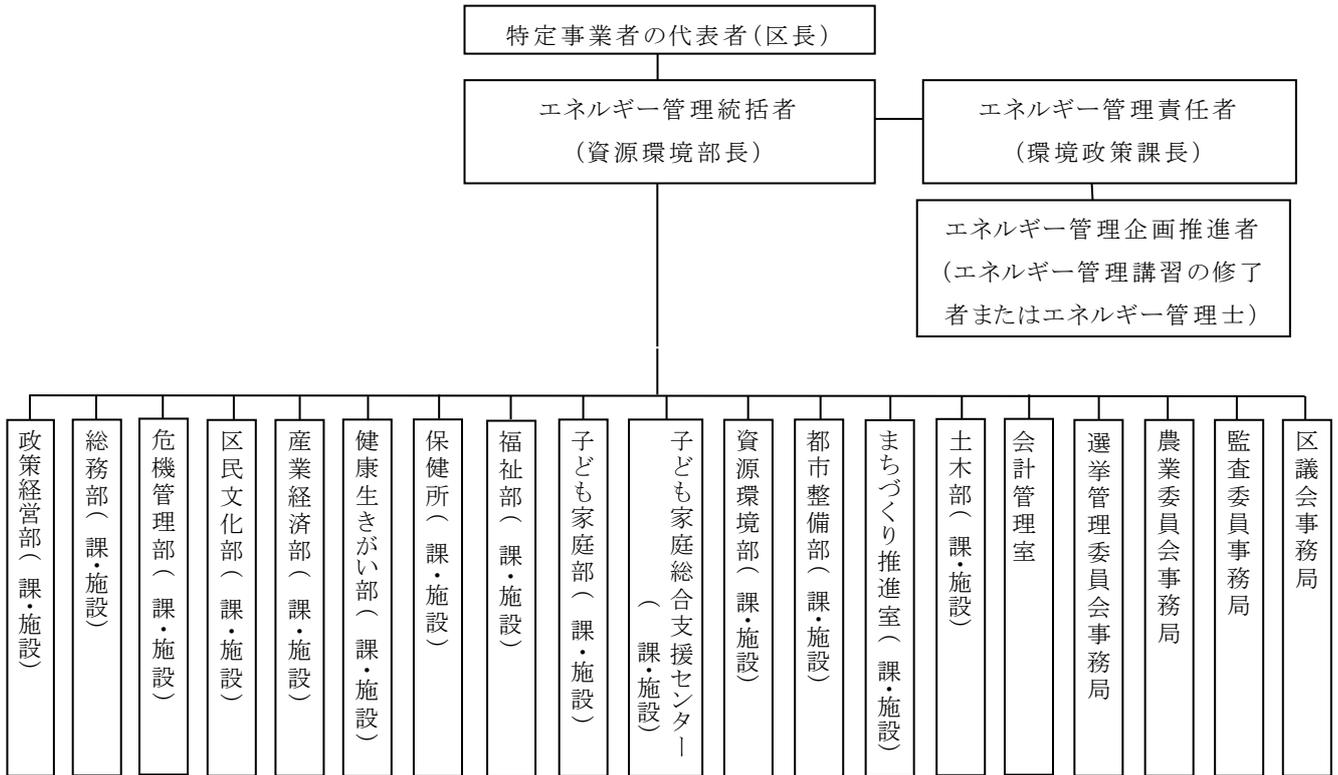


図5.3.3 エネルギー管理体制図(教育委員会)

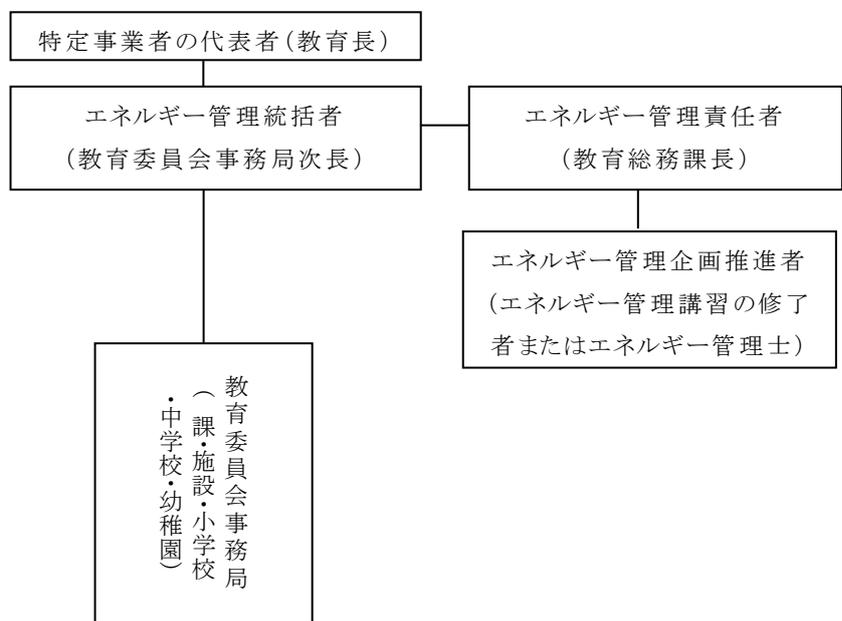


図 5. 3. 4 実行組織図

◎ 実行部門長  
○ 環境管理推進員  
■ 指定管理施設

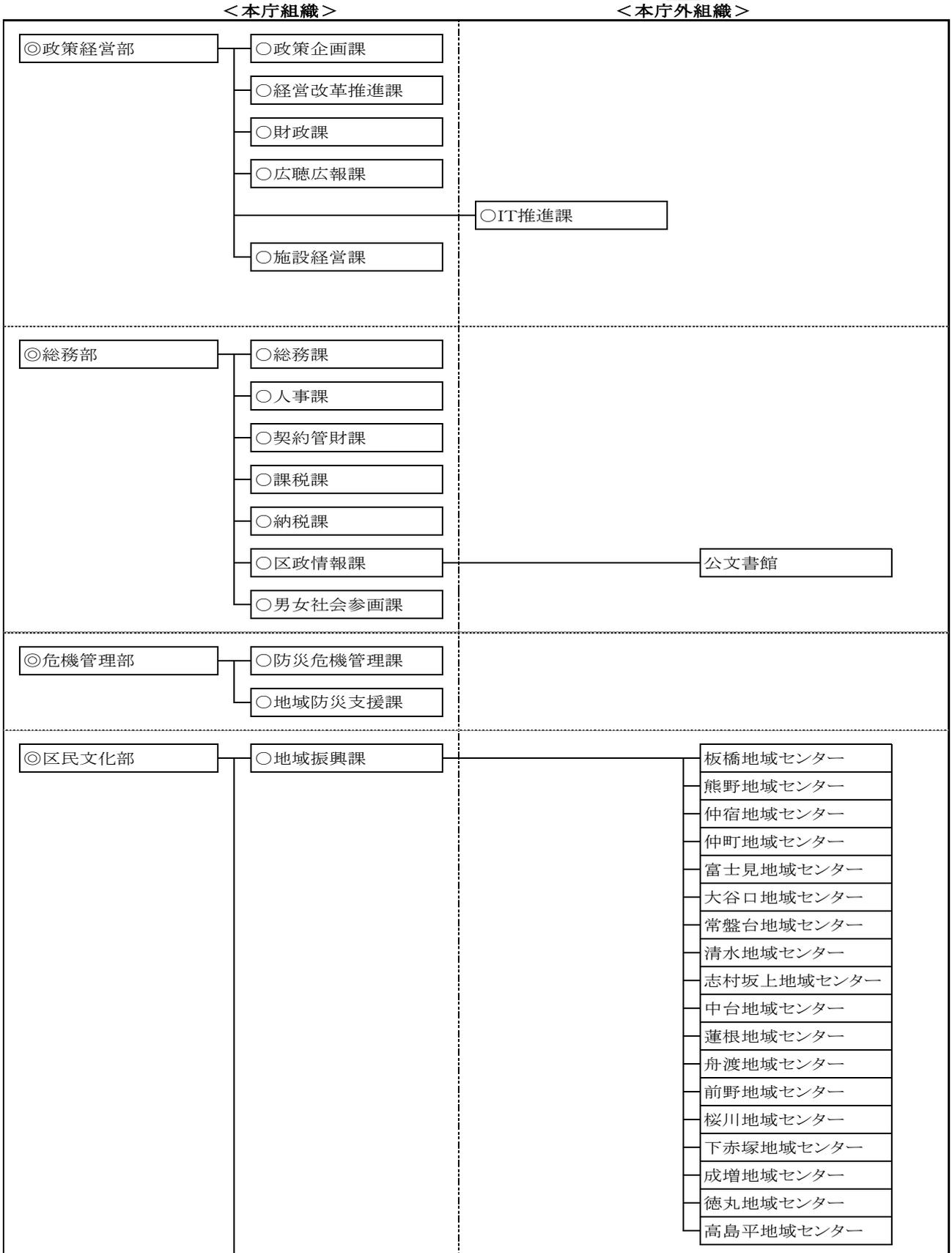


図 5. 3. 4 実行組織図

- ◎ 実行部門長
- 環境管理推進員
- 指定管理施設

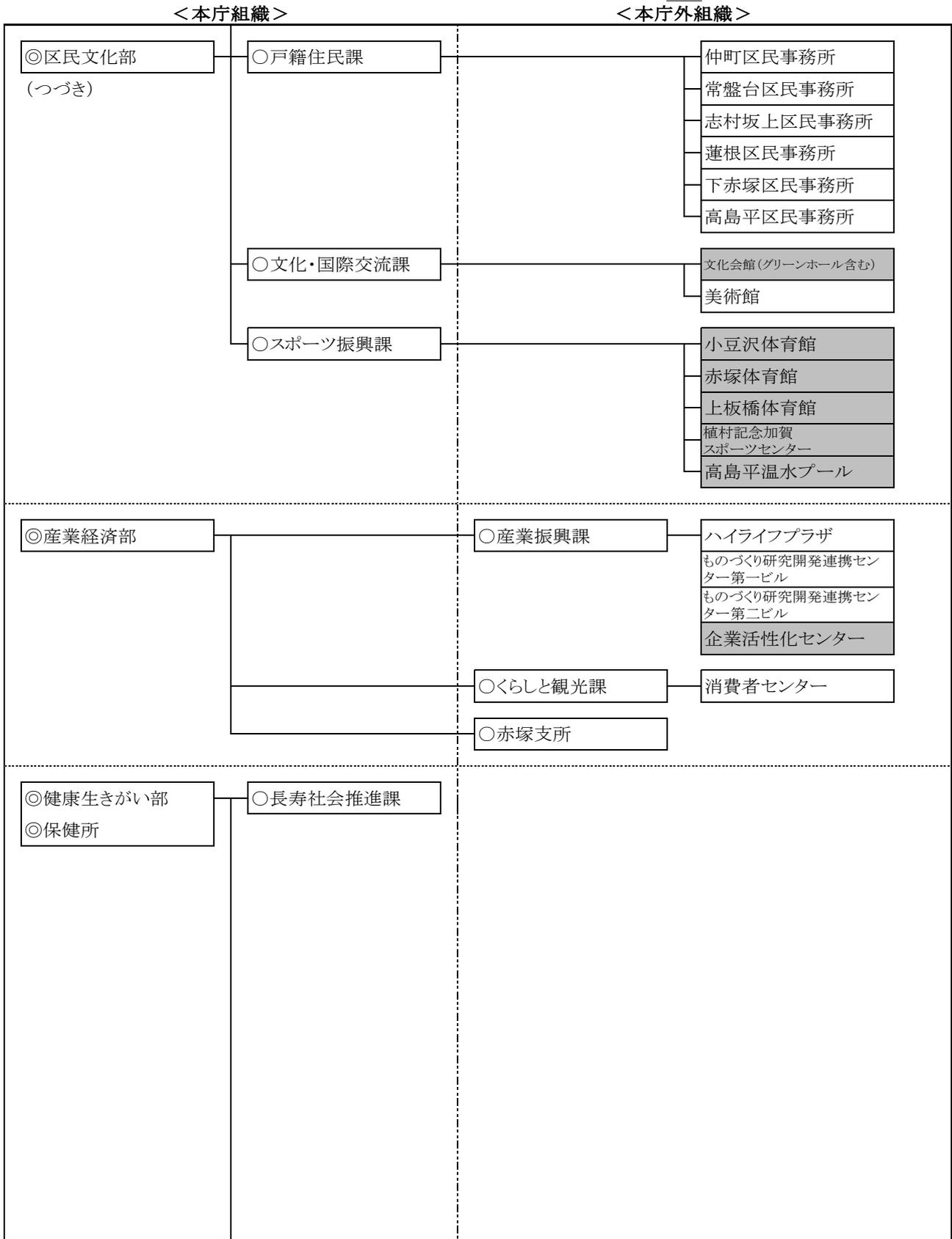


図5.3.4 実行組織図

- ◎ 実行部門長
- 環境管理推進員
- 指定管理施設

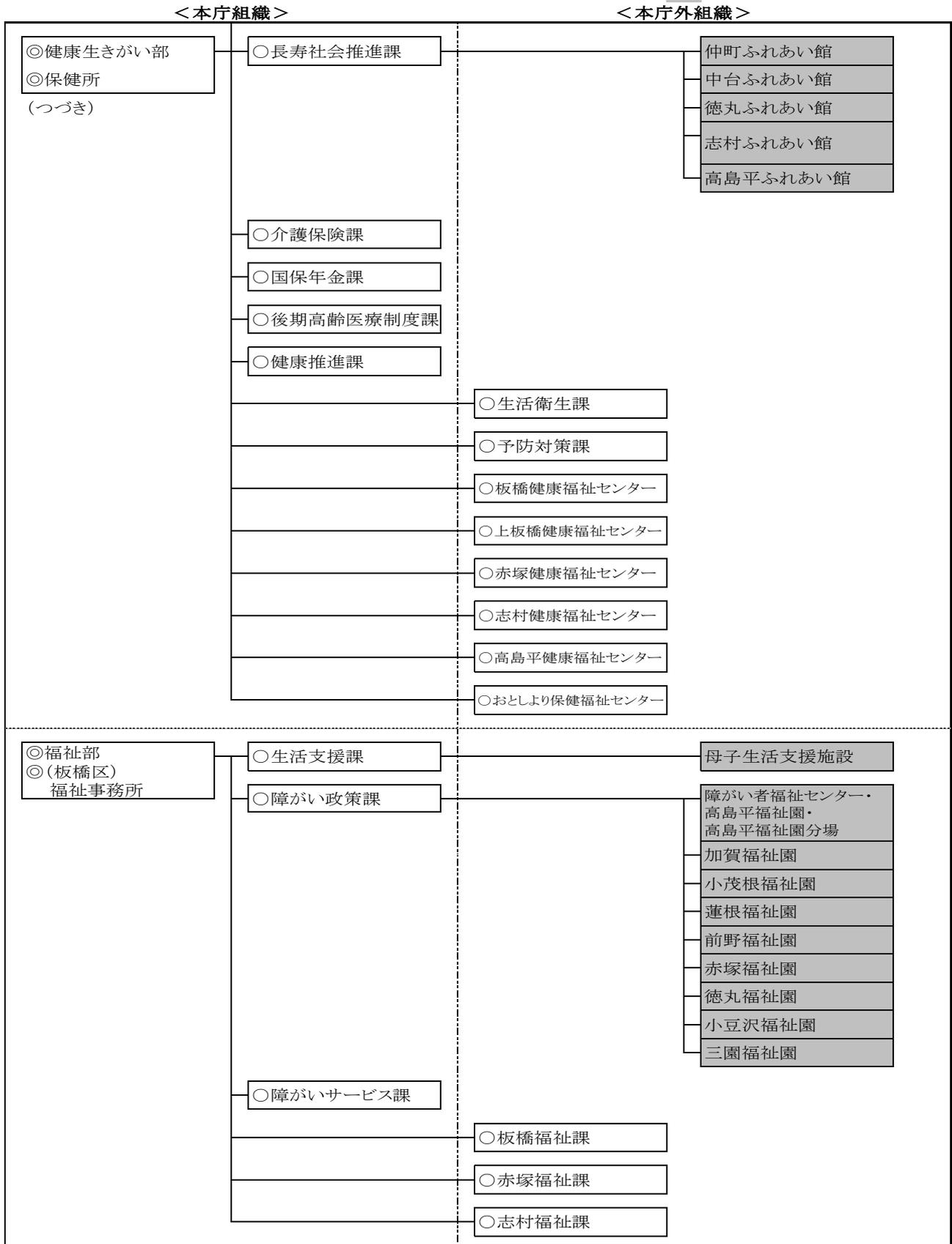


図 5. 3. 4 実行組織図

- ◎ 実行部門長
- 環境管理推進員
- 指定管理施設

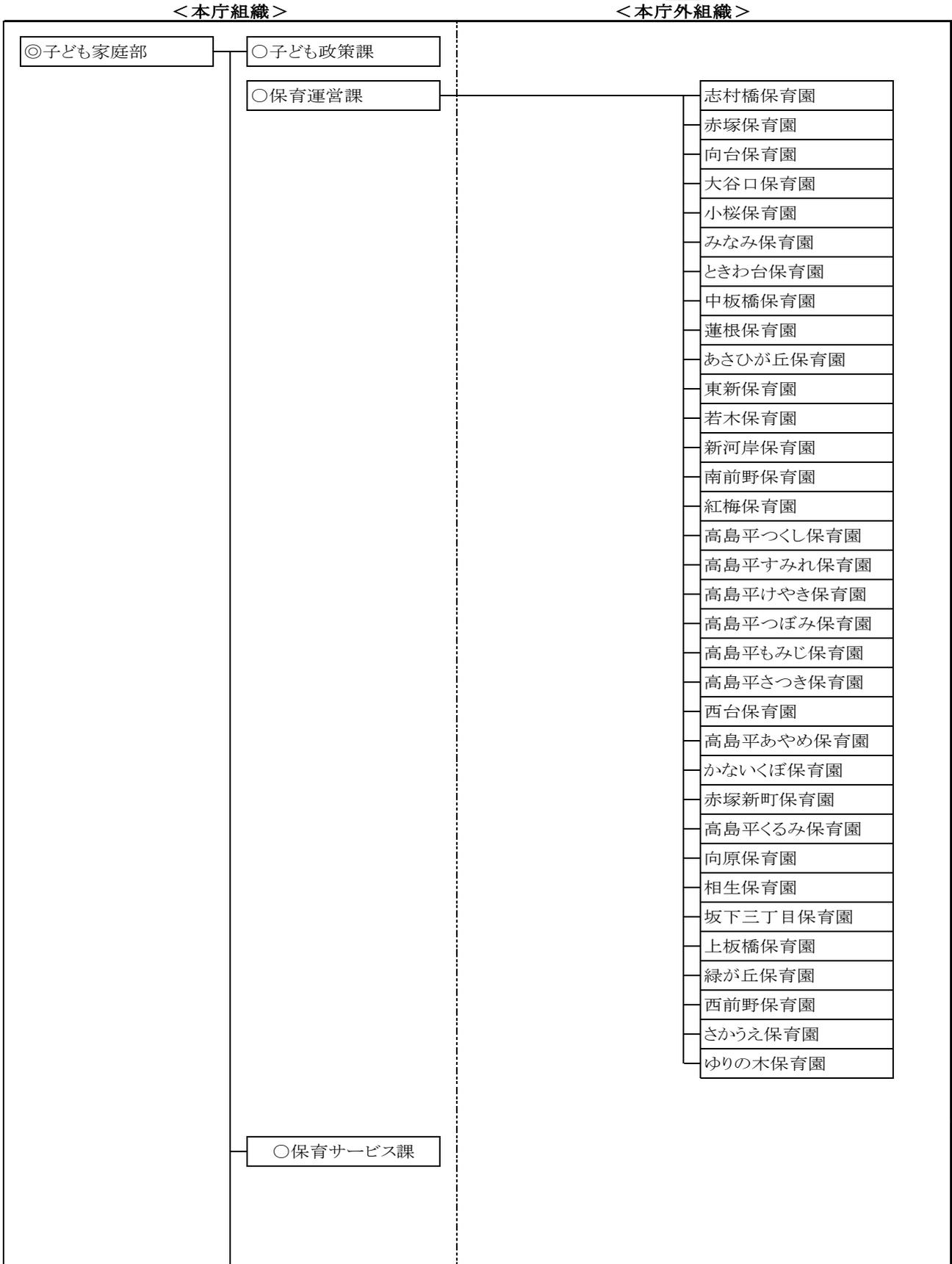


図 5. 3. 4 実行組織図

- ◎ 実行部門長
- 環境管理推進員
- 指定管理施設

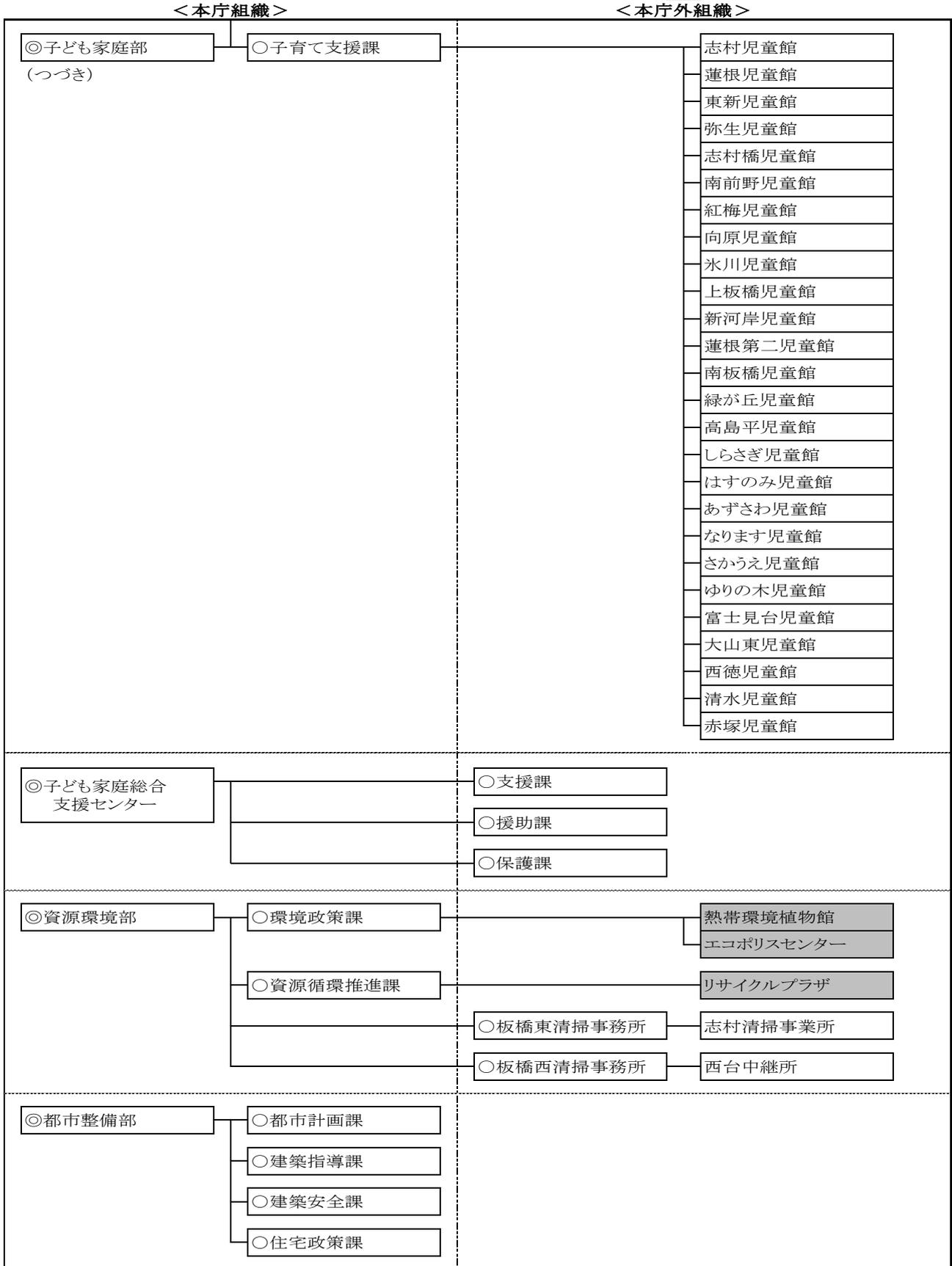
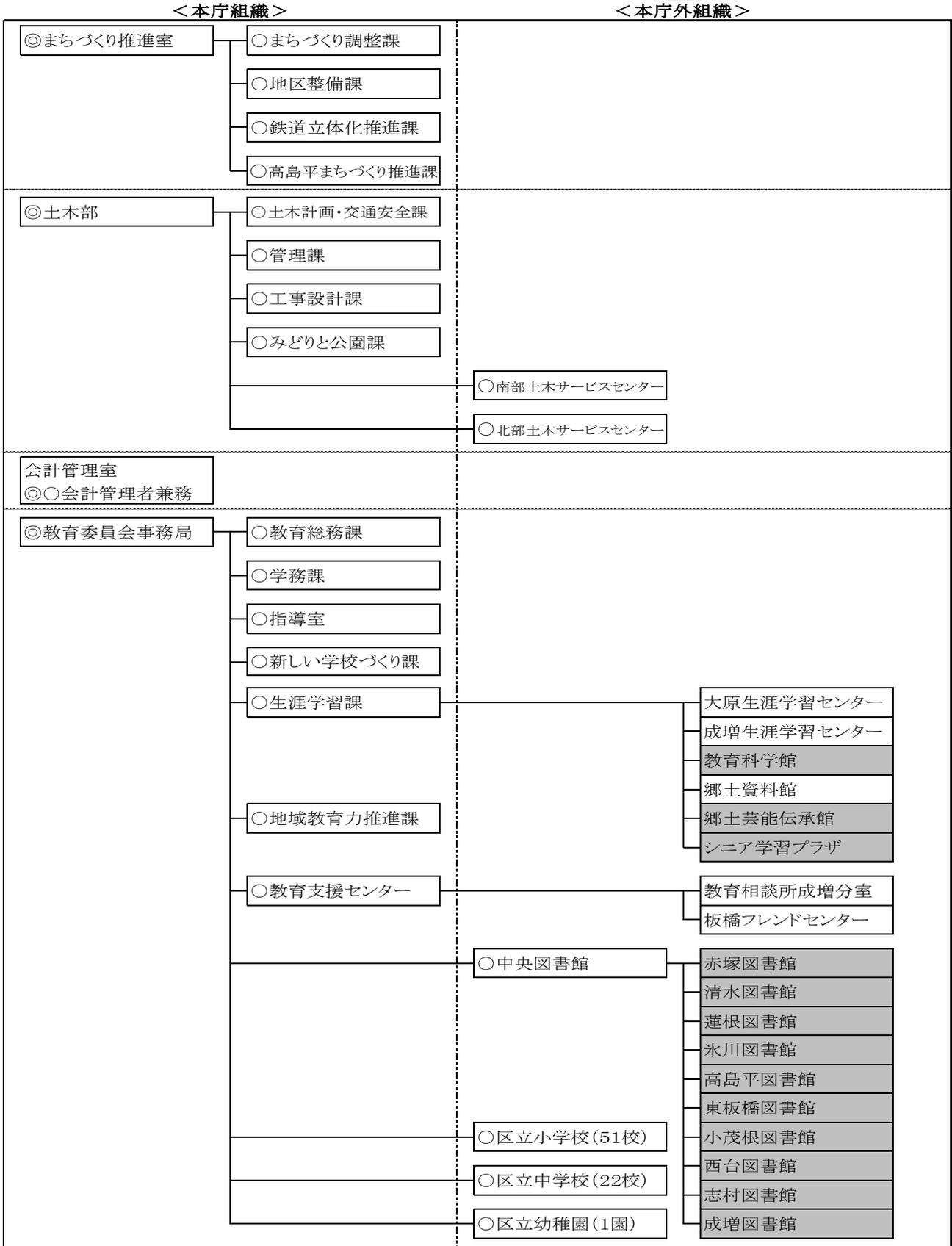


図 5. 3. 4 実行組織図

◎ 実行部門長  
○ 環境管理推進員  
■ 指定管理施設

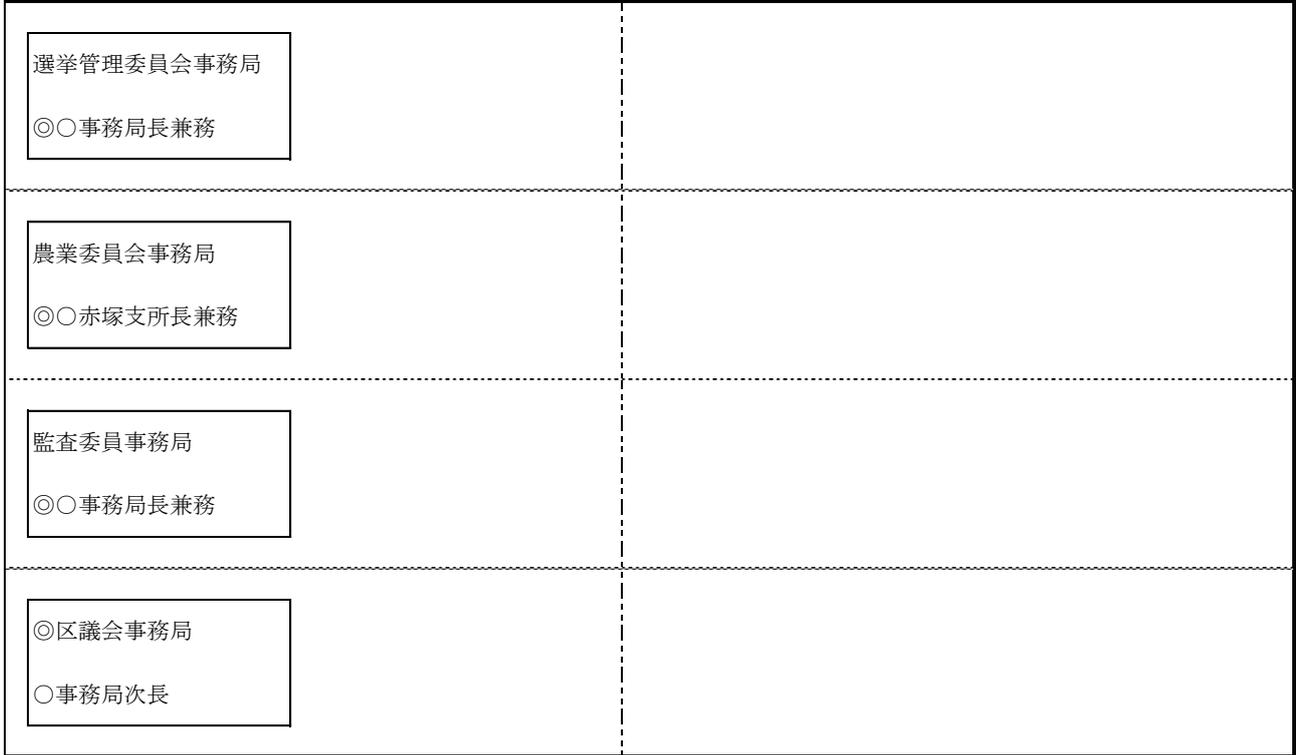


### 図 5. 3. 4 実行組織図

- ◎ 実行部門長
- 環境管理推進員
- 指定管理施設

<本庁組織>

<本庁外組織>



|             |
|-------------|
| <b>6 計画</b> |
|-------------|

|                   |
|-------------------|
| <b>6. 1. 1 一般</b> |
|-------------------|

板橋区役所内外に表明した環境方針に従い、環境活動を継続的に推進するため、環境側面並びに順守義務を十分に踏まえた上で、環境目標を定める。

|             |
|-------------|
| <b>6 計画</b> |
|-------------|

|                     |
|---------------------|
| <b>6. 1. 2 環境側面</b> |
|---------------------|

1 環境側面を特定するための環境影響評価については、環境マネジメントシステムの対象となるすべての事務・事業について、環境保全に資する項目(環境保全項目)と環境に負荷を与えている項目(環境負荷項目)に分けて、次の対象及び区分により実施する。

(1) 環境保全項目

- ① 脱炭素社会の実現
- ② 循環型社会の実現
- ③ 自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備
- ④ 快適で健康に暮らせる生活環境の実現
- ⑤ 「環境力」の高い人材の育成
- ⑥ パートナーシップが支えるまちの実現

(2) 環境負荷項目

- ① 温室効果ガスの削減
- ② 省エネルギーの推進
- ③ 会議等のペーパーレス化の推進
- ④ 自動車の使用抑制・合理化
- ⑤ 省資源・リサイクルの推進
- ⑥ 建設副産物のリサイクル推進
- ⑦ 熱帯材型枠の使用抑制
- ⑧ 環境に配慮した物品等の購入の推進
- ⑨ 用紙類の使用抑制
- ⑩ 特定フロン等削減
- ⑪ 施設整備時の環境配慮
- ⑫ 環境配慮型施工方法の採用
- ⑬ 建設副産物対策
- ⑭ 法的要求事項の自主管理
- ⑮ 化学物質の管理徹底
- ⑯ 特別管理産業廃棄物の管理徹底
- ⑰ PCB廃棄物の管理徹底

2 環境影響評価は、次の時期に実施する。

- (1) システムの構築時
- (2) 行政計画策定時
- (3) システム監査の結果、不適合が発生又は予想されたとき
- (4) 法律や条例等の届出が必要な施設・設備を新たに設置もしくは入替えをしたとき

3 環境影響の評価に関し必要な事項は「環境影響評価要領 (6-1-2)」に記述する。

## 6 計画

## 6.1.3 順守義務

環境側面に関する順守義務の調査及び登録に関し必要な事項は「環境影響評価要領(6-1-2)」及び「法的及びその他の要求事項の調査・登録要領(6-1-3)」に記述する。

なお、このマニュアルで適用する環境に関連する法令等は、表6-1-3-1のとおり、環境影響評価要領及び法的及びその他の要求事項の調査・登録要領に基づき決定した順守義務は表6-1-3-2のとおりである。

表6-1-3-1 環境関連の主な法律と東京都の条例等

|    | 分類 | 名称   | 制定時期  | 取扱課         | 関係部署等                   |
|----|----|--|-------|-------------|-------------------------|
| 1  | 法律 | 環境基本法  | 平成5年  | 環境政策課       |                         |
| 2  | 法律 | 循環型社会形成推進基本法                                     | 平成12年 | 資源循環推進課     |                         |
| 3  | 法律 | 地球温暖化対策の推進に関する法律                                 | 平成10年 | 環境政策課       |                         |
| 4  | 法律 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法/PRTR制度)   | 平成11年 | 環境政策課       |                         |
| 5  | 法律 | 環境影響評価法  | 平成9年  | 環境政策課       |                         |
| 6  | 法律 | 大気汚染防止法  | 昭和43年 | 環境政策課       |                         |
| 7  | 法律 | 水質汚濁防止法  | 昭和45年 | 環境政策課       |                         |
| 8  | 法律 | 騒音規制法  | 昭和43年 | 環境政策課       |                         |
| 9  | 法律 | 振動規制法  | 昭和51年 | 環境政策課       |                         |
| 10 | 法律 | 悪臭防止法  | 昭和46年 | 環境政策課       |                         |
| 11 | 法律 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法   | 平成4年  | 環境政策課       |                         |
| 12 | 法律 | 公害紛争処理法  | 昭和45年 | 環境政策課       |                         |
| 13 | 法律 | 公害健康被害の補償等に関する法律                                 | 昭和48年 | 予防対策課       |                         |
| 14 | 法律 | 都市緑地法  | 昭和48年 | みどり公園課      |                         |
| 15 | 法律 | 都市公園法  | 昭和31年 | みどり公園課      |                         |
| 16 | 法律 | 下水道法(うち排水排除基準)                                   | 昭和33年 | 環境政策課       | 板橋健康福祉センター              |
| 17 | 法律 | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)          | 昭和54年 | 環境政策課、教育総務課 |                         |
| 18 | 法律 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)                         | 昭和45年 | 資源循環推進課     |                         |
| 19 | 法律 | 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(旧・再生資源の利用の促進に関する法律) | 平成3年  | 資源循環推進課     |                         |
| 20 | 法律 | 労働安全衛生法(うち労安物質)                                  | 昭和47年 | 環境政策課       | 予防対策課、生活衛生課、環境政策課、教育科学館 |

|    | 分類 | 名称   | 制定時期  | 取扱課            | 関係部署等                     |
|----|----|--|-------|----------------|---------------------------|
| 21 | 法律 | 消防法(うち危険物)   | 昭和23年 | 環境政策課          | 契約管財課、生活衛生課、志村清掃事業所、教育科学館 |
| 22 | 法律 | 毒物及び劇物取締法  | 昭和25年 | 生活衛生課          | 予防対策課、環境政策課、教育科学館         |
| 23 | 法律 | 高圧ガス保安法  | 昭和26年 | 環境政策課          |                           |
| 24 | 法律 | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律                           | 昭和63年 | 環境政策課          |                           |
| 25 | 法律 | 建築基準法  | 昭和25年 | 建築指導課          | 施設経営課                     |
| 26 | 法律 | 都市計画法  | 昭和43年 | 都市計画課          |                           |
| 27 | 法律 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)            | 平成7年  | 資源循環推進課        |                           |
| 28 | 法律 | 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)                             | 平成10年 | 資源循環推進課        |                           |
| 29 | 法律 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)                    | 平成12年 | 資源循環推進課、施設経営課  | 土木計画・交通安全課、みどり公園課         |
| 30 | 法律 | 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)                     | 平成12年 | 資源循環推進課        |                           |
| 31 | 法律 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)                   | 平成12年 | 環境政策課          |                           |
| 32 | 法律 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB法)               | 平成13年 | 環境政策課          | 施設経営課                     |
| 33 | 法律 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)                | 平成27年 | 環境政策課          | 施設経営課、契約管財課               |
| 34 | 法律 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律                                 | 平成14年 | 資源循環推進課        |                           |
| 35 | 法律 | 土壤汚染対策法  | 平成14年 | 環境政策課          |                           |
| 36 | 法律 | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)                 | 平成24年 | 環境政策課          |                           |
| 37 | 法律 | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法) | 平成16年 | 環境政策課          |                           |
| 38 | 法律 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)       | 平成19年 | 環境政策課          | 契約管財課                     |
| 39 | 法律 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)               | 平成25年 | 資源循環推進課        |                           |
| 40 | 法律 | 気候変動適応法  | 平成30年 | 環境政策課<br>健康推進課 |                           |
| 41 | 法律 | 食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)                        | 令和元年  | 資源循環推進課        |                           |
| 42 | 法律 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律                            | 令和3年  | 資源循環推進課        |                           |
| 43 | 法律 | 建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)                    | 平成27年 | 建築指導課          |                           |

| 分類 |      | 制定時期                               | 取扱課   | 関係部署等   |
|----|------|------------------------------------|-------|---------|
| 44 | 都条例  | 東京都環境基本条例                          | 平成6年  | 環境政策課   |
| 45 | 都条例  | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)      | 平成12年 | 環境政策課   |
| 46 | 都条例  | 東京都環境影響評価条例                        | 昭和55年 | 環境政策課   |
| 47 | 都条例  | 東京都における自然の保護と回復に関する条例              | 昭和47年 | みどりと公園課 |
| 48 | 都条例  | 東京都廃棄物条例                           | 平成4年  | 資源循環推進課 |
| 49 | 都条例  | 火災予防条例                             | 昭和37年 | 環境政策課   |
| 50 | 都条例  | 東京都下水道条例(うち下水排除基準)                 | 昭和34年 | 環境政策課   |
| 51 | 一組条例 | 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例              | 平成12年 | 資源循環推進課 |
| 52 | 区条例  | エコポリス板橋クリーン条例                      | 平成10年 | 環境政策課   |
| 53 | 区条例  | 東京都板橋区緑化の推進に関する条例                  | 昭和61年 | みどりと公園課 |
| 54 | 区条例  | 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例 | 平成11年 | 資源循環推進課 |
| 55 | 区条例  | 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例               | 平成18年 | 環境政策課   |
| 56 | 都要綱  | 東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱          | 平成13年 | 環境政策課   |
| 57 | 都要綱  | 東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱       | 平成13年 | 環境政策課   |
| 58 | 区要綱  | 板橋区大規模建築物等指導要綱                     | 平成12年 | 市街地整備課  |
| 59 | 区要綱  | 板橋区土壌汚染調査・処理要綱                     | 平成15年 | 環境政策課   |
| 60 | 行政計画 | 環境基本計画(環境省)(第五次)                   | 平成30年 | 環境政策課   |
| 61 | 行政計画 | 東京都環境基本計画(2022)                    | 令和4年  | 環境政策課   |
| 62 | 行政計画 | 板橋区基本計画2025                        | 平成28年 | 政策企画課   |
| 63 | 行政計画 | いたばしNo.1実現プラン2025                  | 令和3年  | 政策企画課   |
| 64 | 行政計画 | 板橋区環境基本計画2025                      | 平成28年 | 環境政策課   |
| 65 | 行政計画 | 板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025          | 令和3年  | 環境政策課   |
| 66 | 行政計画 | 板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2025          | 令和3年  | 環境政策課   |
| 67 | 行政計画 | 板橋区環境教育推進プラン2025                   | 平成28年 | 環境政策課   |
| 68 | 行政計画 | 板橋区一般廃棄物処理計画2025                   | 平成30年 | 資源循環推進課 |
| 69 | 行政計画 | みどりの基本計画 いたばしグリーンプラン2025           | 平成30年 | みどりと公園課 |
| 70 | 行政計画 | 板橋区住まいの未来ビジョン2025                  | 平成30年 | 住宅政策課   |

表6-1-3-2 法的及びその他の要求事項登録票(1/5)

| 施設名   | 法律・条例等の名称                  | 対象施設・特定施設等の項目   | 法規制基準値※1           | 条例等及び自主基準値         | 監視・測定等の頻度※2                              | 管理者等の届出状況                             |
|---|----------------------------|---|--------------------|--------------------|--|---------------------------------------|
| 政策経営部<br>情報処理センター<br>(IT推進課)<br>板橋2-65-6    | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)        | ガスタービン 119 ℓ/h<br>(重油使用)<br>※非常用発電機 200 kw  | -                  | -                  | 設置(変更)時                                  | 特定施設の届出<br>設置届:H4.1.28                |
| 総務部<br>板橋区役所庁舎<br>(契約管財課)<br>板橋2-66-1       | ○東京都環境確保条例                 | ボイラー 21 m <sup>2</sup> 48.7 ℓ/h<br>ボイラー 21 m <sup>2</sup> 48.7 ℓ/h<br>(ガス使用)<br>※空調用(冷温水発生器)          | -                  | Nox=45ppm          | ばい煙測定(都条例)<br>(Nox) 2回/年以上<br>測定結果報告書:随時 | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br>変更届:R3.7.5      |
|   | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)        | ガスタービン(重油使用)北館 418 ℓ/h<br>※非常用発電機 883 kw<br>ガスタービン(重油使用)南館 284 ℓ/h<br>※非常用発電機 588 kw                  | -                  | -                  | 設置(変更)時                                  | 特定施設の届出<br>設置届:北館R4.2.25<br>南館H26.8.7 |
|   | ○騒音規制法                     | 送風機(5台) 37 kw<br>送風機(2台) 30 kw<br>送風機(2台) 18.5 kw<br>送風機(4台) 15 kw<br>送風機(5台) 11 kw<br>送風機(7台) 7.5 kw | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>変更届:H29.3.29               |
|   | ○東京都環境確保条例                 | 指定作業場(駐車場) 106 台  |                    |                    |  | 指定作業場の届出<br>変更届:R3.7.5                |
|   | ○消防法                       | 重油<br>(2,000L以上の重油の保管)  | -                  | -                  | 作成・見直し時                                  | 緊急事態対応計画書                             |
|   | ○騒音規制法                     | 送風機 7.5 kw<br>22 kw   | 昼間=45dB<br>夜間=40dB | 昼間=45dB<br>夜間=40dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時<br>※閉鎖  | 特定施設の届出<br>設置届:H17.10.28              |
| 旧中央図書館<br>(契約管財課)<br>常盤台1-13-1              | ○騒音規制法                     | 送風機 7.5 kw<br>22 kw   | 昼間=45dB<br>夜間=40dB | 昼間=45dB<br>夜間=40dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時<br>※閉鎖  | 特定施設の届出<br>設置届:H17.10.28              |
| 危機管理室<br>防災危機管理課<br>板橋2-66-1 他              | ○板橋区地下水・湧水条例<br>○東京都環境確保条例 | 非常災害用井戸(別記のとおり)   | -                  | -                  | 地下水揚水量報告<br>1回/年                         | 井戸利用届<br>地下水揚水量報告書                    |
| 区民文化部<br>高島平地域センター<br>(地域振興課)<br>高島平3-12-28 | ○東京都環境確保条例                 | 指定作業場(駐車場) 28 台   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=50dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 指定作業場の届出<br>設置届:H13.6.29              |
|   | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)        | ディーゼル機関 126 ℓ/h<br>(重油使用)<br>※非常用発電機 300 kw   | -                  | -                  | 設置(変更)時                                  | 特定施設の届出<br>設置届:                       |
|   | ○東京都環境確保条例                 | ボイラー(2台) 16 m <sup>2</sup> 39.2 ℓ/h<br>(ガス使用)<br>※空調用(冷温水発生器)   | -                  | Nox=85ppm          | ばい煙測定(都条例)<br>(Nox) 2回/年以上<br>測定結果報告書:随時 | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br>設置届:S57.3.3     |
|   | ○騒音規制法                     | 送風機(2台) 18.5 kw<br>送風機(2台) 15 kw<br>送風機(4台) 11 kw<br>送風機(2台) 7.5 kw                                   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=50dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>設置届:S57.1.26               |
|   | ○東京都環境確保条例                 | 指定作業場(駐車場) 51 台   |                    |                    |  | 指定作業場の届出<br>設置届:S57.3.3               |
|   | ○騒音規制法                     | 送風機(空調用) 11.0 kw<br>送風機(排風用) 7.5 kw   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=50dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>設置届:H17.6.9                |
| グリーンホール<br>(文化・国際交流課)<br>栄町36-1             | ○騒音規制法                     | 送風機(空調用) 11.0 kw<br>送風機(排風用) 7.5 kw   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=50dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>設置届:H17.6.9                |
| 美術館<br>(文化・国際交流課)<br>赤塚5-34-24              | ○騒音規制法                     | 送風機 15.0 kw<br>送風機 7.5 kw   | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>設置届:H31.1.31               |
| 小豆沢体育館<br>(スポーツ振興課)<br>小豆沢3-3-1             | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)        | ガスタービン 105 ℓ/h<br>(重油使用)<br>※非常用発電機 150 kw  | -                  | -                  | 設置(変更)時                                  | 特定施設の届出<br>設置届:H2.3.1                 |
|   | ○騒音規制法                     | 送風機(2台) 15.0 kw   | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時         | 特定施設の届出<br>設置届:H21.5.20               |
|   | ○東京都環境確保条例                 | 指定作業場(駐車場) 31 台   |                    |                    |  | 指定作業場の届出<br>設置届:H21.5.20              |

表6-1-3-2 法的及びその他の要求事項登録票(2/5)

| 施設名  | 法律・条例等の名称           | 対象施設・特定施設等の項目                                   | 法規制基準値※1                                  | 条例等及び自主基準値         | 監視・測定等の頻度※2   | 管理者等の届出状況                              |
|--|---------------------|---|---|--------------------|---|--|
| 赤塚体育館<br>(スポーツ振興課)<br><br>赤塚5-6-1  | ○大気汚染防止法            | ボイラー 16㎡ 68.1ℓ/h<br>(ガス使用)                      | Nox=150ppm<br>ばいじん=0.05g/m <sup>3</sup> N | Nox=45ppm          | ばい煙測定(大防法)<br>(Nox) 2回/年以上(法定)<br><br>(ばいじん)1回/5年以上(法定)<br>測定結果報告書:随時 | 特定施設の届出(大防法)<br>設置届:H5.2.25            |
|  | ○東京都環境確保条例          | ※空調用(冷温水発生器)                                    |   |                    | ばい煙測定(都条例)<br>※法定測定をもって代える  | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br>設置届:H4.12.11     |
|  | ○騒音規制法              | 送風機(1台) 18.5kw<br>送風機(1台) 15kw<br>送風機(1台) 7.5kw | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                        | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時                                      | 特定施設の届出<br>設置届:H4.12.28                |
|  | ○東京都環境確保条例          | 指定作業場(駐車場) 49台                                  |   |                    |   | 指定作業場の届出<br>設置届:H4.12.11               |
| 植村記念加賀<br>(スポーツ振興課)<br>加賀1-10-15   | ○東京都環境              | 指定作業場(駐車場) 40台                                  | 昼間=60dB<br>夜間=55dB                        | 昼間=55dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時                                      | 指定作業場の届出<br>設置届:S60.5.1                |
| 区民文化部<br><br>上板橋体育館<br>(スポーツ振興課)<br><br>桜川1-3-1  | ○東京都環境確保条例          | ボイラー 14㎡ 49.1ℓ/h<br>(ガス使用)<br><br>※給湯用          | -   | Nox=45ppm          | ばい煙測定(都条例)<br>(Nox) 2回/年以上<br><br>測定結果報告書:随時                          | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br><br>既設届:H13.5.30 |
|  | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法) | ガスタービン(重油使用)<br>※非常用発電機 180kw                   | -   | -                  | 設置(変更)時   | 特定施設の届出<br>設置届:H4.12.1                 |
|  | ○騒音規制法              | 送風機 15kw  | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                        | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時                                      | 特定施設の届出<br>設置届:H7.6.29                 |
| 高島平温水プール<br>(スポーツ振興課)<br><br>高島平8-28-1   | ○東京都環境確保条例          | ボイラー(2台) 14㎡ 44.6ℓ/h<br>(ガス使用)<br>※空調用(冷温水発生器)  | -   | Nox=45ppm          | ばい煙測定(都条例)<br>(Nox) 2回/年以上<br>測定結果報告書:随時                              | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br>設置届:H22.10.19    |
|  | ○騒音規制法              | 送風機(1台) 22kw                                    | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                        | 昼間=45dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主) 1回/年以上<br>測定結果報告書:随時   | 特定施設の届出<br>設置届:H22.8.27                |
| 産業経済部<br><br>ものづくり研究開発連携センター第一ビル<br><br>(産業振興課)<br><br>舟渡3-5-8<br><br>ものづくり研究開発連携センター第二ビル<br>(産業振興課)<br>舟渡3-22-4<br><br>赤塚支所<br>赤塚6-38-1 | ○東京都環境確保条例          | 指定作業場(駐車場) 80台                                  | 昼間=70dB<br>夜間=55dB                        | 昼間=65dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br><br>1回/年以上<br><br>測定結果報告書:随時                              | 指定作業場の届出<br><br>既設届:H17.12.15          |
|  | ○東京都環境確保条例          | 指定作業場(駐車場) 23台                                  | 昼間=70dB<br>夜間=55dB                        | 昼間=70dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時                                      | 指定作業場の届出<br>既設届:H17.12.15              |
|  | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法) | ガスタービン(重油使用)<br>※非常用発電機 300kw                   | -   | -                  | 設置(変更)時   | 特定施設の届出<br>設置届:H22.6.10                |

表6-1-3-2 法的及びその他の要求事項登録票(3/5)

| 施設名  | 法律・条例等の名称            | 対象施設・特定施設等の項目   | 法規制基準値※1           | 条例等及び自主基準値         | 監視・測定等の頻度※2                                | 管理者等の届出状況                                    |
|--|----------------------|---|--------------------|--------------------|--|--|
| 健康生きがい部<br>大山東町32-15   | ○消防法                 | 毒物、劇物、危険物   |                    |                    | 作成・見直し時                                    | 化学物質等管理手順書                                   |
|  | ○毒物及び劇物取締法           | (毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)  | -                  | -                  | 化学物質等管理報告書:1回/年<br>各施設の管理手順書により点検し、自主管理する。 | 化学物質等在庫確認<br>化学物質等使用管理簿<br>自己点検表             |
|  | ○廃棄物処理法              | 特別管理産業廃棄物(特定有害廃棄物)「生活衛生課」「環境政策課」                            | -                  | -                  | 設置(変更)時<br>常時                              | 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置<br>特別管理産業廃棄物の保管実績(マニフェスト)  |
|  | ○下水道法<br>○東京都下水道条例   | 施設排水(検査洗浄施設から汚水の排出防止)                                       | 法令に定める基準           | 法令に定める基準           | 汚水測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 特定施設の届出(下水道法)<br>設置届:H20.4.21                |
|  |                      |   | -                  | -                  | 設置(変更)時                                    | 水質管理責任者の設置<br>設置届:H20.5.26                   |
|  | ○騒音規制法               | 送風機(2台) 11 kw   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 特定施設の届出<br>設置届:H20.2.26                      |
| おとしより保健福祉センター  | ○大気汚染防止法             | ディーゼル機関 57 ㍉/h<br>(重油使用)                                    | -                  | -                  | 設置(変更)時                                    | 特定施設の届出<br>設置届:H29.10.25                     |
| 前野町4-16-1  | (電気事業法)              | ※非常用発電機 200 kw  | -                  | -                  |  |  |
| 健康福祉センター<br>(板橋健康福祉センター)<br>(上板橋健康福祉センター)<br>(赤塚健康福祉センター)<br>(志村健康福祉センター)<br>(高島平健康福祉センター) | ○廃棄物処理法              | 特別管理産業廃棄物(感染性医療廃棄物)   | -                  | -                  | 設置(変更)時<br>常時                              | 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置<br>特別管理産業廃棄物の保管実績(マニフェスト等) |
| 福祉部<br>赤塚福祉園<br>(障がい政策課)<br>赤塚6-19-14  | ○大気汚染防止法             | ガスタービン(重油使用) 101 ㍉/h  | -                  | -                  | 設置(変更)時                                    | 特定施設の届出<br>廃止届:R5.10.20                      |
|  | (電気事業法)              | ※非常用発電機 150 kw  | -                  | -                  |  |  |
| 徳丸福祉園<br>(障がい政策課)<br>徳丸3-41-16   | ○大気汚染防止法             | ガスタービン(重油使用) 101 ㍉/h  | -                  | -                  | 設置(変更)時                                    | 特定施設の届出<br>廃止届:R5.12.11                      |
| (電気事業法)  | ※非常用発電機 150 kw       | -   | -                  |                    |  |  |
| リサイクルプラザ<br>(資源循環推進課)<br>舟渡4-16  | ○東京都環境確保条例           | 工場(廃棄物中間処理施設)   | -                  | 昼間=70dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 工場の届出<br>設置届:                                |
| 資源環境部<br>板橋東清掃事務所<br>東坂下2-20-9   | ○東京都環境確保条例           | 指定作業場(廃棄物の積み替え施設)   | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=55dB<br>夜間=50dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 指定作業場の届出<br>既設届:H13.5.30                     |
|  |                      | 指定作業場(駐車場) 32 台   |                    |                    |  | 指定作業場の届出<br>既設届:H13.5.30                     |
|  | ○東京都環境確保条例           | 工場(自動車整備工場)   | -                  | 昼間=70dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 工場の届出<br>設置届:H13.8.24                        |
|  | ○消防法                 | 貯油施設(軽油・作動油・灯油)<br>地下タンク<br>横置円筒型 容量9,500㍉<br>材質SS400 板厚6mm | -                  | -                  | 設置(変更)時<br>作成・見直し時                         | 貯油施設の届出<br>タンク検査済証:H4.1.24<br>緊急事態対応計画書      |
| 板橋西清掃事務所<br>徳丸1-16-1   | ○東京都環境確保条例           | 指定作業場(廃棄物積み替え施設)  | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 昼間=60dB<br>夜間=55dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 指定作業場の届出<br>変更届:H15.8.19                     |
| 西台中継所<br>(板橋西清掃事務所)<br>西台2-39-11   | ○東京都環境確保条例           | 指定作業場(廃棄物積み替え施設)  | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 昼間=50dB<br>夜間=45dB | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時           | 指定作業場の届出<br>既設届:H13.5.31                     |
| 土木部<br>南部土木サービス<br>北部土木サービス<br>前野町4-59-1 他   | ○板橋区地下<br>○東京都環境確保条例 | 公園維持用水井戸(別記のとおり)  | -                  | -                  | 地下水揚水量報告<br>1回/年                           | 井戸利用届<br>地下水揚水量報告書                           |

表6-1-3-2 法的及びその他の要求事項登録票(4/5)

| 施設名   | 法律・条例等の名称                      | 対象施設・特定施設等の項目   | 法規制基準値※1                           | 条例等及び自主基準値                                     | 監視・測定等の頻度※2   | 管理者等の届出状況  |
|---|--------------------------------|---|------------------------------------|--|---|--|
| 教育科学館<br>(生涯学習課)  | ○東京都環境確保条例                     | ボイラー 11 m <sup>2</sup> 25.3 l/h<br>(ガス使用)<br>※空調用(冷温水発生器) | -                                  | Nox=45ppm                                      | ばい煙測定(都条例)<br>(Nox) 2回/年以上<br>測定結果報告書:随時  | 指定作業場の届出(都条例:ボイラー)<br><br>既設届:H13.5.30   |
|   | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)            | ガスタービン 101 l/h<br>(重油使用)<br>※非常用発電機 150 kw                | -                                  | -  | 設置(変更)時   | 特定施設の届出<br>設置届:S63.6.1   |
|   | ○騒音規制法                         | 送風機(1台) 18.5 kw   | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                 | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                             | 騒音測定(自主)<br>1回/年以上<br>測定結果報告書:随時  | 特定施設の届出<br>設置届:S62.7.23  |
|   | ○消防法<br>○毒物及び劇物取締法             | 毒物、劇物、危険物<br>(毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)                         | -                                  | -  | 作成・見直し時<br>化学物質等管理報告書:1回/年<br>各施設の管理手順書により点検し、自主管理する。                                     | 化学物質管理手順書<br>化学物質等在庫確認<br>化学物質等使用管理簿<br>自己点検表  |
|   | ○廃棄物処理法                        | 特別管理産業廃棄物<br>(特定有害廃棄物)                                    | -                                  | -  | 設置(変更)時   | 特別管理産業廃棄物管理責任者:廃止届R5.11.13<br>特別管理産業廃棄物の保管実績(マニフェスト等)  |
|   | 中央図書館<br>常盤台4-3-1              | ○騒音規制法  | 排煙機(3台) 22kw<br>(非常用) 22kw<br>11kw | 昼間=50dB<br>夜間=45dB                             | -   | 非常用  |
| 緑小学校<br>中台3-27-1<br>桜川小学校<br>東新町2-20-1<br>旧上板橋第三中学校<br>小茂根1-9-1<br>高島第三中学校<br>高島平4-22-1<br>区内区立小学校<br>(51校)<br>区内区立中学校<br>(22校) | ○大気汚染防止法<br>(電気事業法)            | ガスタービン 105 l/h<br>(重油使用)<br>※非常用発電機 150 kw                | -                                  | -  | 設置(変更)時   | 特定施設の届出<br>廃止届:R6.9.18   |
|   |                                |   | -                                  | -  | -   | 特定施設の届出<br>廃止届:R6.1.28   |
|   |                                |   | -                                  | -  | -   | 特定施設の届出<br>廃止届:R5.8.21   |
|   |                                |   | -                                  | -  | -   | 特定施設の届出<br>廃止届:R6.10.7   |
|   |                                |   | ○消防法<br>○東京都火災予防条例<br>○毒物及び劇物取締法   | 毒物、劇物、危険物<br>(毒物及び劇物、危険物の管理徹底と削減)              | -   | -  |
|   | 全施設                            | ○悪臭防止法<br>○東京都環境確保条例                                      | 特定施設の届出等不要                         | 住居系地域(敷地境)<br>臭気指数(10)<br>商業・工業系地域<br>臭気指数(12) | -   | 臭気苦情発生時  |
| ○廃棄物処理法   |                                | 産業廃棄物<br>(産業廃棄物を排出し報告対象の施設のみ)                             | -                                  | -  | 1回/年(6月末)   | 交付状況報告   |
|   |                                | 一般廃棄物<br>(一般廃棄物を排出し報告対象の施設のみ)                             | -                                  | -  | 設置(変更)時<br>1回/年(5月末)  | 一般廃棄物管理責任者の設置<br>(事業用床面積1000m <sup>2</sup><br>再利用計画書の提出<br>(事業用床面積1000m <sup>2</sup><br>以上の施設のみ) |
| ○フロン排出抑制法   |                                | 第一種特定製品<br>(業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵冷凍機器、業務用冷水器等を管理している施設のみ)   | -                                  | -  | 業務用エアコンディショナー<br>50kW以上の機器 1回/年<br>7.5kW以上50kW未満の機器 1回/3年<br>業務用冷蔵冷凍機器<br>7.5kW以上の機器 1回/年 | 有資格者の定期点検  |
|   |                                |   | -                                  | -  | 四半期ごと   | 簡易点検   |
|   |                                |   | -                                  | -  | 1回/年(1事業者1,000t-CO <sub>2</sub> 以上漏えいの場合)   | 算定漏えい量の報告  |
| ○廃棄物処理法<br>(東京都PCB適正管理指導要綱)   | 特別管理産業廃棄物<br>(PCB廃棄物を保管している施設) | -   | -                                  | 設置(変更)時  | 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置   |  |
| ○PCB特別措置法   | PCB廃棄物を保管している施設                | -   | -                                  | 1回/年(6月末)                                      | 特別管理産業廃棄物の保管状況  |  |

表6-1-3-2 法的及びその他の要求事項登録票(5/5)

非常災害用井戸(防災危機管理課)

| 事業所名称                          | 所在地      | 報告CD | 井戸本数 | 法令CD | 設置・変更年月 | 既設届年月日    | 井戸深度又はスライターの位置 | 揚水機の形式    |
|--------------------------------|----------|------|------|------|---------|-----------|----------------|-----------|
| 板橋区役所防災井戸                      | 板橋2-66-1 |      | 1    |      | S36.10  | H15.02.12 | 120~132        | 水中モーターポンプ |
| 赤塚新町小学校防災井戸                    | 赤塚新町3-31 |      | 1    |      | H09.11  | H15.02.12 | 150~200        | 水中モーターポンプ |
| 赤塚第一中学校防災井戸                    | 徳丸4-13   |      | 1    |      | H08.03  | H15.02.12 | 197~221        | 水中モーターポンプ |
| 新河岸小学校内防災井戸                    | 新河岸1-3   |      | 1    |      | H08.11  | H15.02.12 | 156~222        | 水中モーターポンプ |
| 舟渡斎場防災井戸                       | 舟渡4-14   |      | 1    |      | S53.03  | H15.02.12 | 89.5~122.5     | 水中モーターポンプ |
| 小豆沢公園防災井戸                      | 小豆沢3-8   |      | 1    |      | H07.11  | H15.02.12 | 200.5~216.5    | 水中モーターポンプ |
| 志村第二中学校防災井戸                    | 小豆沢1-21  |      | 1    |      | H03.12  | H15.02.12 | 165~211        | 水中モーターポンプ |
| 高島第三中学校防災井戸                    | 高島平4-22  |      | 1    |      | H05.10  | H15.02.12 | 158~218        | 水中モーターポンプ |
| 緑小学校内防災井戸                      | 中台3-27   |      | 1    |      | H01.10  | H15.02.12 | 145.5~184      | 水中モーターポンプ |
| 平和公園内防災井戸                      | 常盤台4-3   |      | 1    |      | S61.11  | H15.02.12 | 156~200        | 水中モーターポンプ |
| 上板橋第一中学校(小茂根校舎)防災井戸(旧上板橋第二中学校) | 小茂根1-2   |      | 1    |      | H05.03  | H15.02.12 | 176~216.5      | 水中モーターポンプ |
| 加賀中学校内防災井戸                     | 加賀2-19   |      | 1    |      | H02.10  | H15.02.12 | 156~208        | 水中モーターポンプ |
| 板橋第二中学校防災井戸                    | 幸町26-1   |      | 1    |      | H24.12  |           | 161.5~189      | 水中モーターポンプ |

防災用井戸(南部土木サービスセンター)

| 事業所名称    | 所在地  | 報告CD | 井戸本数 | 法令CD | 設置・変更年月   | 既設届年月日    | 井戸深度又はスライターの位置 | 揚水機の形式    |
|----------|------|------|------|------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 仲宿ふれあい広場 | 仲宿44 |      | 1    |      | H15.02.04 | H15.02.04 | 15~34          | 水中モーターポンプ |

公園維持用水井戸(南部土木サービスセンター)

| 事業所名称          | 所在地       | 報告CD | 井戸本数 | 法令CD | 設置・変更年月 | 既設届年月日    | 井戸深度又はスライターの位置 | 揚水機の形式                 |
|----------------|-----------|------|------|------|---------|-----------|----------------|------------------------|
| 見次公園           | 前野町4-59-1 | 3    | 1    | 3    | H13.03  | H16.01.29 | 70~80          | 深井戸用水中モーターポンプ DSM6E25A |
| 出井の泉公園(清水児童遊園) | 泉町24-6    | 3    | 1    | 3    | H13.03  | H16.01.29 | 32             | 深井戸用水中モーターポンプ 25BHS4B  |

公園維持用水井戸(北部土木サービスセンター)

| 事業所名称  | 所在地       | 報告CD | 井戸本数 | 法令CD | 設置・変更年月 | 既設届年月日    | 井戸深度又はスライターの位置 | 揚水機の形式                      |
|--------|-----------|------|------|------|---------|-----------|----------------|-----------------------------|
| 赤塚溜池公園 | 赤塚5-35-27 | 3    | 1    | 3    | S45.09  | H13.05.30 | 150            | 深井戸用水中モーターポンプ25BHS10-51.5AB |
| 水車公園   | 四葉1-17-12 | 3    | 1    | 3    |         | H21.11.14 | 82~87.5        | 深井戸用水中モーターポンプ25BHS1551.1BB  |

※1 騒音規制法に係る規制基準値について

S44.2.20都告示第157号の第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病児、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)における規制基準値は、5デシベルを減じた値を適用する。

参考資料 [https://www.city.itabashi.tokyo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/006/022/attach\\_7737\\_1.pdf](https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/022/attach_7737_1.pdf)

※2 ばい煙測定の測定頻度について

大気汚染防止法 : 排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/時未満であって、継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設(季節稼働の暖房用ボイラー等)のばいじん、窒素酸化物の測定頻度は年1回以上とする。

環境確保条例 : 排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/時未満であって、1年のうち6ヶ月以上の休止の場合は、窒素酸化物の測定頻度は年1回以上とする。

|                 |
|-----------------|
| <b>6 計画</b>     |
| <b>6.2 環境目標</b> |

区全体の環境目標の設定の手續を「環境目標の設定及び見直し要領(6-2)」に記述する。設定・登録された環境目標は表6-2-1、6-2-2のとおりである。

**表 6 - 2 - 1 環境保全項目の環境目標**

(1) 脱炭素社会の実現

「◎」計画等で数値目標あり、「○」数値目標なし

| 環境目標      |                      |                                      |  | めざす方向性 | 実行部門 | 行政計画等            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |     |   |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|--|--------|------|------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|-----|---|
| 基本目標・環境施策 | 指標                   | 目標値                                  | 目標年度                                   |        |      | 板                | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ | 前 |  |   |     |   |
| 脱炭素社会の実現  |                      | 区内エネルギー消費量                           | -                                      | 令和7年度  | ↘    | 資源環境部(環境政策課)     | ○ |   | ○ |   |   |   |   |   |   |  | ○ |     |   |
|           |                      | 温室効果ガス総排出量の削減                        | CO2削減量<br>10,634t<br>(36%削減)           | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     | ○ |   | ○ | ○ | ◎ |   |   |   |   |  |   | ○   |   |
|           | 区民・事業者における省エネ・再エネの推進 | 区公共施設における緑のカーテン実施施設数                 | -                                      | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     |   |   | ○ | ○ |   |   |   |   |   |  |   | ○   |   |
|           |                      | いたばし環境アクションポイント事業                    | CO2削減量<br>260t                         | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   |   |   |  |   |     |   |
|           | 建物や交通などインフラの脱炭素化の促進  | 街灯の更新                                | 3,903基                                 | 令和7年度  | ↗    | 土木部(工事設計課)       |   | ◎ | ○ |   |   |   |   |   |   |  |   | ○   |   |
|           |                      | 公園灯の更新                               | 70基                                    | 令和6年度  | ↗    | 土木部(みどりと公園課)     |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |   |  |   | ○ ○ |   |
|           |                      | 学校施設の整備(LED化改修)                      | 屋内(給食室等):20校<br>屋内(教室等):20校<br>体育館:14校 | 令和7年度  | ↗    | 教育委員会(新しい学校づくり課) |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |   |  |   |     |   |
|           |                      | 本庁舎の庁有車への電気自動車の導入率                   | 47.4%                                  | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     |   |   |   |   | ◎ |   |   |   |   |  |   |     |   |
|           |                      | 自転車駐車場の改修                            | 設計6か所<br>改修6か所                         | 令和7年度  | ↗    | 土木部(土木計画・交通安全課)  | ◎ | ◎ |   |   |   |   |   |   |   |  |   |     | ○ |
|           |                      | 区施設へのウォーターサーバーの設置及び施設数拡大             | 26施設                                   | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     |   |   |   |   | ◎ |   |   |   |   |  |   |     |   |
|           |                      | 再生可能エネルギー100%電力の導入割合拡大(高圧受電施設の使用電力量) | 64.30%                                 | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課)     |   |   |   |   | ○ | ◎ |   |   |   |  |   |     |   |

※いたばしNo.1実現プラン2025改訂に伴い、一部目標値等変更

(2) 循環型社会の実現

| 環境目標      |                        |                  |       | めざす方向性 | 実行部門           | 行政計画等          |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |
|-----------|------------------------|------------------|-------|--------|----------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|
| 基本目標・環境施策 | 指標                     | 目標値              | 目標年度  |        |                | 板              | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ | 前 |  |   |   |
| 循環型社会の実現  | 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用 | 区民1人1日あたりの資源・ごみ量 | 598g  | 令和7年度  | ↘              | 資源環境部(資源循環推進課) | ○ |   | ◎ |   |   |   |   | ◎ |   |  | ○ |   |
|           |                        | リサイクル率           | 28.0% | 令和7年度  | ↗              | 資源環境部(資源循環推進課) | ○ |   | ◎ | ◎ |   |   |   |   | ◎ |  |   | ○ |
|           | 家庭ごみの排出量(可燃・不燃・粗大ごみ)   | —                | 令和7年度 | ↘      | 資源環境部(資源循環推進課) |                |   | ○ |   |   |   |   |   |   | ○ |  |   | ○ |
|           | 事業系ごみの排出量(可燃持ち込みごみ)    | —                | 令和7年度 | ↘      | 資源環境部(資源循環推進課) |                |   | ○ |   |   |   |   |   |   | ○ |  |   |   |
|           | 廃プラスチックの排出量            | —                | 令和7年度 | ↘      | 資源環境部(資源循環推進課) |                |   |   | ○ |   |   |   |   |   |   |  |   | ○ |
|           | 事業系ごみの排出量(不燃持ち込みごみ)    | —                | 令和7年度 | ↘      | 資源環境部(資源循環推進課) |                |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |  |   |   |
|           | 不燃ごみ・粗大ごみからの再資源化率      | —                | 令和7年度 | →      | 資源環境部(資源循環推進課) |                |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |  |   | ○ |

(3) 自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備

| 環境目標                 |              |                                  |                                       | めざす方向性 | 実行部門         | 行政計画等        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|----------------------|--------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------|--------------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
| 基本目標・環境施策            | 指標           | 目標値                              | 目標年度                                  |        |              | 板            | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ | 前 |  |   |   |   |
| 自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備 | 公園等の整備       | 区全体の緑被率                          | 21%                                   | 令和7年度  | ↗            | 土木部(みどりと公園課) | ◎ |   | ◎ | ◎ |   |   |   |   |   |  | ◎ | ○ |   |
|                      |              | 公園率                              | 6.1%                                  | 令和7年度  | ↗            | 土木部(みどりと公園課) | ◎ |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |  |   | ◎ | ○ |
|                      |              | 石神井川及び白子川における生物化学的酸素要求量(BOD75%値) | 石神井川<br>1.0mg/L以下<br>白子川<br>2.0mg/L以下 | 令和7年度  | ↘            | 資源環境部(環境政策課) | ◎ |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|                      | 公園の改修        | 設計4か所<br>工事4か所                   | 令和7年度                                 | ↗      | 土木部(みどりと公園課) |              |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |   |  |   | ○ | ○ |
|                      | 公園・公衆トイレの改築等 | 設計7か所<br>改築9か所                   | 令和7年度                                 | ↗      | 土木部(みどりと公園課) |              |   | ◎ |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   | ○ |

(4) 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

| 環境目標              |                     |                            |      | めざす方向性 | 実行部門 | 行政計画等        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------------|---------------------|----------------------------|------|--------|------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本目標・環境施策         | 指標                  | 目標値                        | 目標年度 |        |      | 板            | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ | 前 |
| 快適で健康に暮らせる生活環境の実現 | 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全 | 微小粒子状物質(PM2.5)の基準値レベル以上の日数 | 23日  | 令和7年度  | ↘    | 資源環境部(環境政策課) | ◎ |   | ◎ |   |   |   |   |   | ○ |
|                   |                     | 騒音に係る環境基準の達成率              | 85%  | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) | ◎ |   | ◎ |   |   |   |   |   | ○ |
|                   | 公害苦情件数              | 公害苦情件数                     | —    | 令和7年度  | ↘    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ○ |   |   |   |   |   | ○ |
|                   |                     | 公害相談件数                     | —    | 令和7年度  | —    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ○ |   |   |   |   |   | ○ |

(5) 「環境力」の高い人材の育成

| 環境目標          |                        |                         |         | めざす方向性 | 実行部門 | 行政計画等        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------|------------------------|-------------------------|---------|--------|------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本目標・環境施策     | 活動指標                   | 目標値                     | 目標年度    |        |      | 板            | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ | 前 |
| 「環境力」の高い人材の育成 | 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成 | 人材育成に関わる環境講座参加者数        | 400人    | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) | ◎ |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|               |                        | 外部人材を活用した環境学習実施校(園)の割合  | 100%    | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|               |                        | 環境教育プログラム利用校(園)の割合      | 100%    | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|               |                        | エコ生活(アクション9)の実施状況       | 100%    | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|               | 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成 | 環境講座参加者数(人材育成に関わる講座を除く) | 30,000人 | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ○ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|               |                        | 環境講座受講前後の知識・考え方の変化      | 100%    | 令和7年度  | ↗    | 資源環境部(環境政策課) |   |   | ○ |   | ◎ |   |   |   | ○ |

(6) パートナーシップが支えるまちの実現

| 環境目標              |                          |         |       | めざす方向性 | 実行部門         | 行政計画等 |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------------|--------------------------|---------|-------|--------|--------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本目標・環境施策         | 指標                       | 目標値     | 目標年度  |        |              | 板     | プ | 環 | 域 | 務 | 教 | 廃 | 住 | グ |
| パートナーシップが支えるまちの実現 | 全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数     | 31,500人 | 令和7年度 | ↗      | 資源環境部(環境政策課) | ◎     |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|                   | エコボリスセンター事業へのボランティア等参加者数 | 1,300人  | 令和7年度 | ↗      | 資源環境部(環境政策課) |       |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|                   | 環境登録団体数                  | 37団体    | 令和7年度 | ↗      | 資源環境部(環境政策課) |       |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |
|                   | 環境学習講師派遣人数               | 500人    | 令和7年度 | ↗      | 資源環境部(環境政策課) |       |   | ◎ |   | ◎ |   |   |   | ○ |

※以下に示す行政計画等から環境側面を抽出した。(目標値及び目標年度は各計画に準じる)

- 〔板〕:板橋区基本計画 2025
- 〔環〕:板橋区環境基本計画 2025
- 〔教〕:板橋区環境教育推進プラン 2025
- 〔住〕:板橋区住まいの未来ビジョン 2025
- 〔産〕:板橋区産業振興構想 2025
- 〔務〕:板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 〔プ〕:いたばし No.1 実現プラン 2025
- 〔域〕:板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 〔廃〕:板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025
- 〔グ〕:緑の基本計画 いたばしグリーンプラン 2025
- 〔前〕:平成 28～30 年度の環境マネジメントシステムの環境目標

表 6-2-2 環境負荷項目の環境目標

(1)環境負荷項目(目標設定項目)

| 環境目標                  | 指標   | 実施項目  | 実施部門                    |
|-----------------------|--|---|-------------------------|
| (1)<br>温室効果ガスの削減      | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br>温室効果ガスの排出量を36%削減する  | 地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出を抑制する<br>環境負荷項目のデータから温室効果ガスの排出量を算定するとともに抑制に努める   | 全部門<br>資源環境部<br>(環境政策課) |
| (2)<br>省エネルギーの推進      | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br>施設の電気・ガス・燃料等のエネルギー使用量を10%削減する。<br>ア 電気使用量を13%削減する<br>イ 都市ガス使用量を1%削減する | 業務執行時の省エネルギー対策<br>・冷暖房温度(室温)の適正化(冷房28℃、暖房20℃程度)<br>・冷暖房使用場所、使用時間の適正管理<br>・照明の間引きや昼休み消灯<br>・夜間消灯(残業時に一旦事務室を消灯)<br>・職員の移動は可能な限り階段を利用<br>・OA機器は省エネルギータイプを検討 等<br><br>○省エネルギー及び省資源管理標準推進手順書による                              | 全部門                     |
| (3)<br>会議等のペーパーレス化の推進 | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br><br>紙の使用量を35%削減する。  | ア 電子起案の対象拡大<br>イ 開催決定(開催通知)の簡素化(電子メールの活用)<br>ウ 会議資料のペーパーレス化<br>エ ポータル等を活用した電子回覧の推進<br>オ 冊子類配布基準(文書管理の利用と冊子は必要最小限)<br>カ 内部決裁におけるワークフローの活用<br><br>○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による<br>○令和5年2月28日付け4板総総第187号の3「ペーパーレスのさらなる推進(依頼)」を参照 | 全部門                     |

| 環境目標              | 指標   | 実施項目  | 実施部門   |
|-------------------|--|---|--|
| (4) 決裁の電子化の推進     | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>文書管理システムによる電子起案率を30%以上にすることに努める。   | 電子起案が可能な案件は併用起案せず電子起案により処理する。   | 全部門  |
| (5) 自動車の使用抑制・合理化  | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br>庁有車の燃料(ガソリン、軽油、LPG、天然ガス等)のエネルギー使用量を10%削減する                  | ア 自動車使用を抑制する<br>・できるだけ自転車や公共交通機関を利用する<br>・水曜日の自動車利用は控える 等<br>イ 自動車は合理的に利用する<br>・相乗り等の励行 等<br>ウ 適正運転を励行する<br>・アイドリング抑制<br>・急発進、急加速、空ぶかし抑制<br>・適正な運転、経済速度 等<br><br>○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による   | 総務部<br>(契約管財課)<br>資源環境部<br>(環境政策課)<br>関連部門             |
| (6) 省資源・リサイクルの推進  | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br>① 上水道使用量を27%削減する<br>② 産業廃棄物排出量を16%削減する<br>③ 一般廃棄物排出量を4%削減する | ア 上水道使用を抑制する<br>・洗浄や手洗い時等の節水、散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用等<br>イ ごみの発生を抑制する<br>・ごみの分別、生ごみの減量化等<br>ウ リユースを図る<br>・裏紙の使用、利用済み封筒の活用、「譲る・求む」を利用した備品及び消耗品等の有効利用等<br>エ リサイクルの推進を図る<br>・給食の残りのコンポスト化、ビン、缶、粗大ごみのリサイクル、紙ごみのリサイクル、再生品の利用促進等<br><br>○省エネルギー及び省資源管理標準手順書による。 | 全部門  |
| (7) 建築副産物のリサイクル推進 | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>基準:平成25年度<br>改築・大規模改修工事における、特定建設資材廃棄物の再資源率を99%以上にしよう努める。                 | 新築・改築工事における再資源化率は、工事の態様や条件等により変化するので、実施部門間において調整を図り、建設資材廃棄物の再資源化に努めるものとする   | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>土木部<br>(工事設計課)<br>(みどり公園課)<br>関連部門 |
| (8) 熱帯材型枠の使用抑制    | 目標設定項目<br>目標:令和7年度<br>区の建設事業におけるコンクリート型枠工事において、認証材ではない熱帯材型枠以外の使用割合を100%にするよう努める                | ア 型枠材の使用について、木材型枠以外の型枠及び非熱帯材型枠の使用を推進するための調査・研究を進め、その成果を生かしていく<br>イ 型枠材の使用割合は、建築工事の内容や立地、工法等により変化するので、実施部門間で調整のうえ、目標に近づけるよう努めるものとする<br><br>○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による   | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>土木部<br>(工事設計課)<br>(みどり公園課)<br>関連部門 |

(2)環境負荷項目(維持管理項目)

| 環境目標                 | 指標   | 実施項目   | 実施部門  |
|----------------------|--|--|---|
| (1) 環境に配慮した物品等の購入の推進 | 維持管理項目<br>区の物品等購入時に環境に配慮した製品を優先的に購入する。             | 環境へ配慮した物品などの優先購入をする<br><br>○グリーン調達手順書による   | 全部門<br>資源環境部<br>(環境政策課)                                 |
| (2) 特定フロン等削減         | 維持管理項目<br>区の保有するフロン等を使用した機器のフロン等の漏洩防止など適切な拡散防止に努める | ア 対象機器、施設<br>・空調機器<br>・ハロン消火設備<br>・庁有車カーエアコン<br>・冷蔵庫等<br>イ 取扱い指針<br>・新規導入の際にはフロン等を使用しない機器の導入<br>・既設機器は定期的に適切な管理を行う<br>・機器更新、廃棄の際には適切な処理とフロン等を使用しない機器を導入する<br><br>○区有施設における特定フロン等使用機器の取扱い手順書による | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>資源環境部<br>(環境政策課)<br>関連部門            |
| (3) 施設整備時の環境配慮       | 維持管理項目<br>区施設の整備時に環境へ配慮した設計を行う。                    | 区施設から発生する環境負荷を低減するために、施設整備を企画・予算化する段階から環境への配慮を盛り込む<br><br>○施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮手順書による   | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>土木部<br>(工事設計課)<br>(みどりと公園課)<br>関連部門 |
| (4) 環境配慮型施工方法の採用     | 維持管理項目<br>区の実施する建築・土木工事の施工については、環境負荷の少ない施工方法を用いる   | ア 建設公害防止のための環境関係・建設関係法令を遵守し、工事に伴う公害防止に努める<br>イ 低騒音・低振動型機械を積極的に採用する<br>ウ 地下水脈の保護や雨水浸透の推進及び緑化を推進する<br><br>○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による  | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>土木部<br>(工事設計課)<br>(みどりと公園課)<br>関連部門 |

| 環境目標               | 指標  | 実施項目  | 実施部門  |
|--------------------|---|---|---|
| (5) 建設副産物対策        | 維持管理項目<br>区の実施する建設事業により発生する建設廃棄物を削減し、リサイクル率を高める       | ア 建設廃棄物の少ない工法の調査、研究を行う<br>イ 建設副産物のリサイクルを推進する<br>・建設発生土の再利用(リユース)<br>・建設副産物の再利用(リサイクル)<br>・ストックヤードの確保<br>ウ 建設廃棄物を適正処理する<br><br>○区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書による<br>○廃棄物適正管理手順書による | 政策経営部<br>(施設経営課)<br>土木部<br>(工事設計課)<br>(みどり公園課)<br>関連部門        |
| (6) 法的要求事項の自主管理    | 維持管理項目<br>区施設から発生する振動・騒音大気汚染などは、法的基準より厳しい目標値を設定し、達成する | ア 定期的な監視・測定を行う<br>イ 法的基準より厳しい目標値を設定し達成する  | 総務部<br>区民文化部<br>産業経済部<br>健康生きがい部<br>資源環境部<br>教育委員会事務局<br>関連部門 |
| (7) 化学物質の管理徹底      | 維持管理項目<br>区施設で使用する農薬、毒劇物、危険物等の管理の徹底を行う                | 毒劇物、危険物等の管理のため、管理手順書を策定し管理を徹底する<br><br>○化学物質等管理標準手順書による<br>○廃棄物適正管理手順書による   | 健康生きがい部<br>資源環境部<br>教育委員会事務局<br>関連部門                          |
| (8) 特別管理産業廃棄物の管理徹底 | 維持管理項目<br>区の保管する特別管理産業廃棄物の管理の徹底を行う                    | 特別管理産業廃棄物等の管理を徹底する<br><br>○廃棄物適正管理手順書による  | 健康生きがい部<br>資源環境部<br>教育委員会事務局<br>関連部門                          |
| (9) PCB廃棄物の管理徹底    | 維持管理項目<br>区の保管するPCB 廃棄物の管理の徹底を行う                      | PCB廃棄物の管理を徹底する<br><br>○PCB 廃棄物管理手順書による  | PCB 廃棄物保管部内   |

## 7 支援

### 7.1 資源

環境保全活動を持続的に推進するために、必要な人員及び予算を確保した上で、文書化されたシステムを構築し、明確化された責任と権限のもとで、事務事業を運営する。

**7 支援**

**7. 2, 7. 3 力量及び認識**

- 1 板橋区の職員に対して、区における環境マネジメントシステムの環境方針及び環境目標に関する職員の知識及び技能の向上を図るため、環境教育・訓練を行う。  
詳細は「環境教育・訓練実施要領(7-2)」に記述する。
- 2 環境マネジメントシステムに規定する、環境教育・訓練の区分を表7-2に記載する。ただし、「日常研修(責任の自覚):B-1」の実施にあたり、短期職員、委託職員及び指定管理職員に対しては、別の規定が適用できる。

**表7-2 力量及び支援における環境教育訓練実施内容一覧**

| 分類 | 名称          | 対象者   | 計画・実施責任者           | 目的                                 | インターバル | 講師       |                        |                    |
|----|-------------|---|--------------------|------------------------------------|--------|----------|------------------------|--------------------|
| A  | 環境研修        | 環境管理推進員以上の管理職   | 環境管理責任者<br>総務部人事課長 | 環境マネジメントの戦略的重要性の意識を高めること           | 1回/年以上 | 環境管理事務局等 |                        |                    |
| B  | B-1         | 日常研修(責任の自覚)<br>職員<br>長期職員<br>短期職員<br>委託職員<br>指定管理職員<br>※ただし、環境研修の対象者を除く | 各実行部門長等            | 区の環境方針、環境目標に対する関与を得て、個々に責任をもたせること  | 1回/年以上 | 環境管理推進員等 |                        |                    |
|    | B-2         | 日常研修(特定業務)<br>特定業務に従事する者<br>※重油使用設備を保有する施設や毒劇物等を使用する施設等                 | 環境管理責任者<br>各実行部門長  | 組織の特定分野における技能を改善又は向上させること          | 1回/年以上 | 環境管理推進員等 |                        |                    |
|    | B-3         | 日常研修(緊急事態訓練)  |                    |                                    |        |          |                        |                    |
|    | B-4         | 日常研修(順法研修)<br>順守に影響する行動をする者   |                    |                                    |        |          | 法的及びその他の要求事項の順守を行わせること | 1回/年以上             |
| C  | 啓発普及(庁内放送等) | 職員<br>長期職員<br>短期職員  |                    |                                    |        |          | 政策経営部広聴広報課長<br>総務部総務課長 | 一般的な環境に対する自覚を高めること |
| D  | 監査員の養成      | 環境管理責任者が指名する者   | 環境管理責任者            | 内部環境監査手法を修得し、環境監査員を養成すること          | 1回/年以上 | 民間研修機関等  |                        |                    |
| E  | 新人研修        | 新規採用職員研修に該当する者  | 環境管理責任者            | 区の環境方針、環境目標に対する関与を得て、個々に責任感をもたせること | 1回/年以上 | 環境管理事務局等 |                        |                    |
| F  | その他         | 適宜関係する者   | 環境管理責任者<br>各実行部門長等 | 一般的な環境に対する自覚を高めること                 | 随時     | 環境管理事務局等 |                        |                    |

7 支援

7.4 コミュニケーション

環境側面及び環境マネジメントシステムに関して得られる情報、その他区役所内外から得られる環境関連情報を収集、記録、保管及び伝達する。

詳細は、「環境関連情報の周知、伝達及び公開要領(7-4)」に記述する。

7 支援

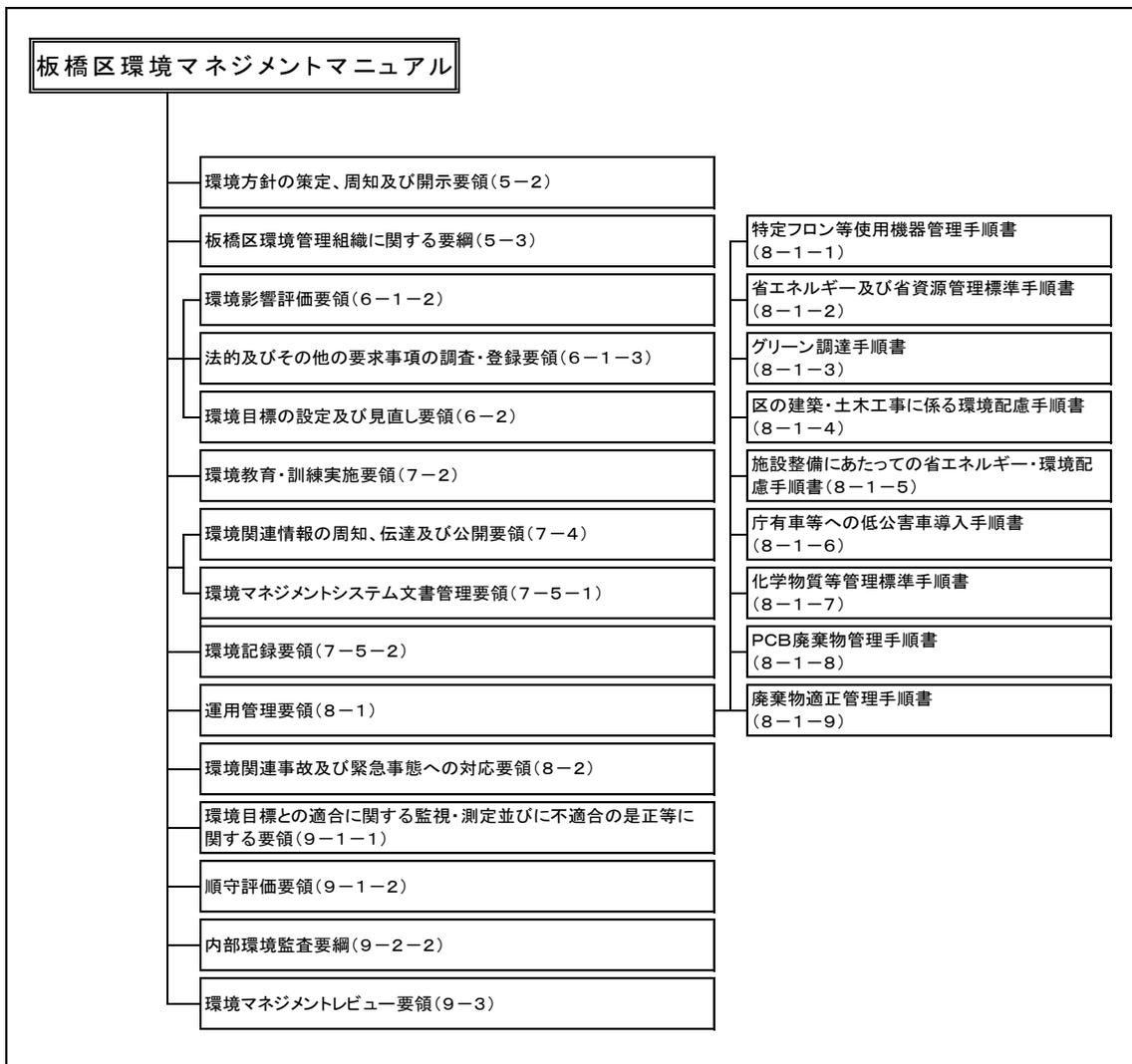
7.5.1 文書類

環境マネジメントシステムを機能させるために、環境マネジメントマニュアル並びに要綱、要領及び手順書を作成し、維持管理する。要綱、要領及び手順書を環境マネジメントシステム文書という。

文書管理の詳細は、「環境マネジメントシステム文書管理要領(7-5-1)」に記述する。

なお、環境マネジメントシステム文書の体系は図7.5.1のとおりである。

図7.5.1 環境マネジメントシステム文書の体系



|             |
|-------------|
| <b>7 支援</b> |
|-------------|

|                      |
|----------------------|
| <b>7. 5. 2 記録の管理</b> |
|----------------------|

環境マネジメントシステムの実施状況及び環境目標への適合性を確保するため、環境記録を管理する手続と責任を確立し運用する。

環境記録の詳細は、「環境記録要領(7-5-2)」に記述する。

|             |
|-------------|
| <b>8 運用</b> |
|-------------|

|                       |
|-----------------------|
| <b>8. 1 運用の計画及び管理</b> |
|-----------------------|

- 1 環境マネジメントシステムを確実に運用するよう、環境方針並びに環境目標に整合した運用を明確にする。
- 2 環境管理責任者及び実行部門長は、文書化された手順がないと環境方針並びに環境目標から逸脱するかもしれない状況を管理するために文書化された手順を確立し、実施し、維持する。
- 3 環境管理責任者及び実行部門長は、所管事務において用いる物品及びサービスの特定された環境側面に関する手順を確立し、実施し、維持すること。
- 4 運用管理の詳細は、「運用管理要領(8-1)」に記述する。

|             |
|-------------|
| <b>8 運用</b> |
|-------------|

|                          |
|--------------------------|
| <b>8. 2 緊急事態への準備及び対応</b> |
|--------------------------|

- 1 環境影響評価により、緊急時に環境影響があると評価された環境側面(表8-2)を所管する実行部門長は、緊急事態対応計画を作成する。
- 2 実行部門長は、緊急事態対応計画書(化学物質等管理標準手順書除く)について、定期的に試行し、その有効性を確認するとともに、必要に応じ手順を見直さなければならない。
- 3 実行部門長は、緊急事態が発生したとき、その他必要が生じたときに、緊急事態対応計画書を見直し、改訂を指示する。
- 4 環境関連事故及び緊急事態の発生に対応する手順についての詳細は、「環境関連事故及び緊急事態への対応要領(8-2)」に記述する。

表8-2 緊急事態対応部門一覧

| 実行部門           | 課(施設)名                    | 事務事業         | 項目                | 緊急時の種類                              | 教育                           |
|----------------|---------------------------|--------------|-------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 総務部            | 板橋区役所<br>(契約管財課)          | 庁舎管理         | 重油                | ・事故による重油流出<br>→板橋区役所本庁舎<br>消防計画     | 緊急事態対応訓練                     |
| 健康生きがい部<br>保健所 | 板橋区保健所<br>(生活衛生課)         | 試験・検査        | 毒劇物<br>危険物        | ・事故による薬品等の放散<br>・人為的ミスによる薬品<br>等の流出 | 緊急事態対応訓練<br>環境教育訓練(化学<br>物質) |
| 資源環境部          | 板橋区保健所<br>(環境政策課)         | 試験・検査        | 毒劇物<br>危険物        | ・事故による薬品等の放散<br>・人為的ミスによる薬品<br>等の流出 | 緊急事態対応訓練<br>環境教育訓練(化学<br>物質) |
|                | 志村清掃事業所<br>(板橋東清掃事務<br>所) | 施設管理<br>燃料供給 | 軽油・<br>灯油・<br>作動油 | ・事故による軽油等の流<br>出                    | 緊急事態対応訓練                     |
| 教育委員会<br>事務局   | 教育科学館<br>(生涯学習課)          | 試験・検査        | 毒劇物<br>危険物        | ・事故による薬品等の放散<br>・人為的ミスによる薬品<br>等の流出 | 緊急事態対応訓練<br>環境教育訓練(化学<br>物質) |
|                | 区内小学校・中学<br>校             | 試験           | 毒劇物<br>危険物        | ・事故による薬品等の放散<br>・人為的ミスによる薬品<br>等の流出 | 環境教育訓練(化学<br>物質)             |
| PCB廃棄物<br>保管部門 | PCB廃棄物を保管<br>している課(施設)    | 施設管理         | PCB廃<br>棄物        | ・事故によるPCB廃棄物<br>の放散                 | 緊急事態対応訓練<br>(1年以上保管する場合)     |

## 9 パフォーマンス評価

環境マネジメントシステムの実施に当たり、事務事業の進行管理と環境目標との適合性及び法規制の順守を定常的に監視及び測定し、不適合が生じた場合又は生じることが予測される場合に、それを予防するシステムを確立し維持する。

## 9 パフォーマンス評価

### 9.1.1 監視、測定、分析及び評価

環境目標についての進行管理及びその監視・測定は、表9-1-1-1(環境保全項目の進行管理)及び表9-1-1-2(環境負荷項目の進行管理)に従い実施する。

進行管理及び監視・測定の方法及び監視・測定結果の記録の手続きの詳細については、「環境目標との適合に関する監視・測定並びに不適合の是正等に関する要領(9-1-1)」、「環境記録要領(7-5-2)」に記述する。

監視・測定の結果発見された不適合の是正に関する事項は、「10 改善」に記述する。

表9-1-1-1 環境保全項目の監視・測定

| 環境保全項目   | 管理票                                  | 実行部門長 | 監視・測定頻度 | 報告頻度               |
|----------|--------------------------------------|-------|---------|--------------------|
| 進行管理対象事業 | 進行管理対象事業執行計画書<br>兼実績報告書<br>(政策企画課様式) | 関連部門長 | 年1回     | 年1回<br>(政策経営部長が報告) |
| 実施計画事業   | 実施計画事業執行実績報告書<br>(政策企画課様式)           | 関連部門長 | 年1回     | 年1回<br>(政策経営部長が報告) |
| その他事業    | 事業執行実績報告書<br>(要9-1-1様式第1)            | 関連部門長 | 年1回     | 年1回                |

表9-1-1-2 環境負荷項目の監視・測定

| 環境負荷項目       | 管理票  | 実行部門長 | 監視・測定頻度     | 報告頻度          |
|--------------|--|-------|-------------|---------------|
| 省エネルギーの推進    | エネルギー・資源・廃棄物等調査<br>(事務局が定める報告方法)                         | 全部門長  | 年2回         | 年2回           |
| 自動車使用の抑制・合理化 | 自動車使用状況報告<br>(事務局が定める報告方法)                               | 全部門長  | 年1回         | 年1回           |
| 省資源・リサイクルの推進 | エネルギー・資源・廃棄物等調査<br>(事務局が定める報告方法)                         | 全部門長  | 年1回         | 年1回           |
| 特定フロン等削減     | フロン使用機器報告書<br>(手8-1-1様式第1・第2)                            | 関連部門長 | 随時          | 年1回           |
|              | フロン使用機器廃棄状況報告<br>(事務局が定める報告方法)                           | 関連部門長 | 年1回         | 年1回           |
| 温室効果ガスの削減    | エネルギー・資源・廃棄物等調査<br>(事務局が定める報告方法)                         | 全部門長  | 年2回         | 年2回           |
|              | 自動車使用状況報告<br>(事務局が定める報告方法)                               | 全部門長  | 年1回         | 年1回           |
|              | フロン等使用機器報告<br>(事務局が定める報告方法)                              | 関連部門長 | 随時          | 年1回           |
| 環境配慮型施工方法の採用 | 特定・指定建設作業環境配慮チェック<br>リスト(手8-1-4様式第1・第2)<br>(事務局が定める報告方法) | 関連部門長 | 随時          | 年1回           |
| 建設副産物対策      | 建設副産物・廃棄物の報告<br>(手8-1-4様式第3+事務局が定める<br>様式)               | 関連部門長 | 年1回         | 年1回           |
| 熱帯材型枠の使用抑制   | 型枠使用状況報告<br>(事務局が定める報告方法)                                | 関連部門長 | 年1回         | 年1回           |
| 法的要求事項の自主管理  | 法規制監視・測定結果報告書<br>(要9-1-1様式第2)                            | 関連部門長 | 表6-1-3-2参照  | 自主基準又は資格者の変更時 |
|              | 緊急事態対応計画書<br>(要8-2、手8-1-7)                               | 関連部門長 | 設定時<br>見直し時 | 設定時<br>見直し時   |
|              | 法的要求事項順守評価報告書<br>(事務局が定める報告方法)                           | 関連部門長 | 年1回         | 年1回           |

| 環境負荷項目          | 管理票                            | 実行部門長 | 監視・測定頻        | 報告頻度        |
|-----------------|--------------------------------|-------|---------------|-------------|
| 化学物質の管理徹底       | 化学物質等管理手順書<br>(手8-1-7)         | 関連部門長 | 見直し時          | —           |
|                 | 化学物質等管理表<br>(手8-1-7様式第1～表3)    | 関連部門長 | 随時            | 各部門管理       |
|                 | 化学物質保管量報告<br>(事務局が定める報告方法)     | 関連部門長 | 年1回           | 年1回         |
|                 | 法的要求事項順守評価報告書<br>(事務局が定める報告方法) | 関連部門長 | 年1回           | 年1回         |
| 特別管理産業廃棄物等の管理徹底 | 廃棄物適正管理手順書<br>(手8-1-9様式)       | 関連部門長 | 随時<br>(各部門管理) | —           |
|                 | 法的要求事項順守評価報告書<br>(事務局が定める報告方法) | 関連部門長 | 年1回           | 年1回         |
| PCB廃棄物の管理徹底     | PCB廃棄物管理手順書<br>(手8-1-9様式第1～3)  | 関連部門長 | 設定時<br>見直し時   | 設定時<br>見直し時 |
|                 | 法的要求事項順守評価報告書<br>(事務局が定める報告方法) | 関連部門長 | 年1回           | 年1回         |

## 9 パフォーマンス評価

### 9.1.2 順守評価

適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立し実施し維持する。法的要求事項の評価の対象になる実行部門長は、日常の監視・測定とは別に年度末に法的要求事項の順守を評価し、環境管理責任者に報告する。

順守評価の詳細は、「順守評価要領(9-1-2)」に記述する。

## 9 パフォーマンス評価

### 9.2 内部監査

主任環境監査員及び環境管理総括者によって任命された環境監査員は、環境マネジメントシステムの適用範囲において行う監査(内部環境監査)を「内部環境監査要綱(9-2)」に従って行う。

内部環境監査は、次の項目を確認し、評価及び決定する。

- ・ システムが構築され、かつ、ISO14001の要求事項に適合している。
- ・ システムが適正に実施・維持され、かつ機能している。
- ・ 法規制及び自主基準が順守されている。
- ・ 環境管理活動が、環境目標に適合している。
- ・ 前回の監査で不適合とされた事項が改善されている。

## 9 パフォーマンス評価

### 9.3 マネジメントレビュー

環境マネジメントシステムの継続的な適合性、妥当性及び有効性を確実にするため、環境管理総括者によるマネジメントレビューを実施する。

マネジメントレビューの詳細は、「環境マネジメントレビュー要領(9-3)」に記述する。

## 10 改善

### 10.1 不適合及び是正処置

環境管理推進員及び環境管理事務局は、不適合が生じたとき又は生ずることが予想されるとき、これを是正するための措置を、次に従い実施する。

- ・ 原因の特定
- ・ 是正措置の特定・実施
- ・ 再発防止
- ・ 必要な手順書等の変更
- ・ 類似の不適合

不適合並びに是正及び予防措置の手続の詳細については、「環境目標との適合に関する監視・測定並びに不適合の是正等に関する要領(9-1-1)」、「環境記録要領(7-5-2)」に記述する。

## 10 改善

### 10.2 継続的改善

板橋区は、全職員参加のもとに環境マネジメントに対する組織運営体制を整備・確立し、環境力を向上させるとともに、環境マネジメントシステムを継続的に改善する。

|                                      |
|--------------------------------------|
| <h2 style="margin: 0;">1 1 改訂経過</h2> |
|--------------------------------------|

| 改訂NO. | 改 訂 内 容  | 改 訂 手 続  |
|-------|--|--|
| (制定)  | 板橋区庁内環境管理・監査システムとして制定  | 制定日:平成 9年 3月31日<br>施行日:平成 9年 4月 1日<br>起案者:環境保全課<br>決定者:区長        |
| 改訂1   | 環境マネジメントマニュアルとして全面改訂   | 改定日:平成10年10月30日<br>施行日:平成10年11月 1日<br>起案者:環境保全課<br>決定者:区長        |
| 改訂2   | (1) 引用規格及び定義追加<br>(2) 環境マネジメントシステムの枠組み・文書体系整理<br>(3) 記録様式表示<br>(4) その他文書整理   | 改定日:平成10年11月16日<br>施行日:平成10年11月16日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂3   | (1) 法的要求事項登録表の追加、修正<br>(2) 環境関連情報の周知、伝達及び公開の修正<br>(3) 進行管理及び監視・測定 of 項目追加、修正<br>(4) その他文書整理  | 改定日:平成11年 1月29日<br>施行日:平成11年 2月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂4   | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境目的及び目標の修正<br>(4) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(5) 体制及び責任の修正<br>(6) 環境マネジメントシステム文書の修正<br>(7) 進行管理及び監視・測定 of 修正<br>(8) 不適合並びに是正及び予防措置の修正<br>(9) 環境マネジメントシステム監査の修正<br>(10)環境管理総括者による見直しの修正 | 改定日:平成12年 2月 1日<br>施行日:平成12年 2月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂5   | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(4) 体制及び責任の修正  | 改定日:平成13年 2月 1日<br>施行日:平成13年 2月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂6   | (1) 環境マネジメントプログラムの追加と修正  | 制定日:平成13年 4月 1日<br>施行日:平成13年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
|       | (1) 適用範囲の拡大<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他の要求事項の追加と修正<br>(4) 体制及び責任の追加と修正<br>(5) 環境マネジメントシステム文書の追加<br>(6) 緊急事態への準備及び対応の追加<br>(7) 進行管理及び監視・測定 of 追加と修正   | 制定日:平成13年 6月28日<br>施行日:平成13年 6月28日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂7   | (1) 法的及びその他の要求事項の追加と修正<br>(2) 訓練、自覚及び能力の修正<br>(3) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(4) 進行管理及び監視・測定 of 修正   | 制定日:平成14年 4月 1日<br>施行日:平成14年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂8   | (1) 法的及びその他の要求事項の追加<br>(2) 体制及び責任の追加と修正  | 制定日:平成14年10月 1日<br>施行日:平成14年10月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |

|          |
|----------|
| 1 1 改訂経過 |
|----------|

| 改訂NO. | 改 訂 内 容  | 改 訂 手 続  |
|-------|--|--|
| 改訂9   | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他の要求事項の追加と修正<br>(4) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(5) 体制及び責任の追加と修正<br>(6) 訓練、自覚及び能力の修正<br>(7) 緊急事態への準備及び対応<br>(8) 進行管理及び監視・測定の修正   | 制定日:平成15年 4月 1日<br>施行日:平成15年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂10  | (1) 環境マネジメントシステム文書の電子化<br>(2) 適用範囲の拡大<br>(3) 環境側面の修正<br>(4) 法的及びその他の要求事項の追加と削除<br>(5) 環境マネジメントプログラムの追加<br>(6) 体制及び責任の追加<br>(7) 文書管理の修正<br>(8) 緊急事態への準備及び対応の追加と削除<br>(9) 進行管理及び監視・測定の追加                     | 制定日:平成15年 8月 1日<br>施行日:平成15年 8月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂11  | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(3) 体制及び責任の修正<br>(4) 環境教育・訓練の修正   | 制定日:平成16年 4月 1日<br>施行日:平成16年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂12  | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 体制及び責任の修正   | 制定日:平成17年 4月 1日<br>施行日:平成17年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂13  | ISO14001(2004年版)への移行に伴う全面改定  | 制定日:平成17年10月 1日<br>施行日:平成17年10月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂14  | (1) 適用範囲の追加<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他の要求事項の追加と修正<br>(4) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(5) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(6) 力量、教育訓練及び権限の修正<br>(7) コミュニケーションの修正<br>(8) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(9) 進行管理及び監視・測定の修正<br>(10) 順守評価の修正 | 制定日:平成18年 4月 1日<br>施行日:平成18年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂15  | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他の要求事項の追加と修正<br>(4) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(5) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(6) 緊急事態への準備及び対応の修正   | 制定日:平成19年 4月 1日<br>施行日:平成19年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂16  | 環境方針の改訂  | 制定日:平成19年 5月10日<br>施行日:平成19年 5月10日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |

|                                      |
|--------------------------------------|
| <h2 style="margin: 0;">1 1 改訂経過</h2> |
|--------------------------------------|

| 改訂NO. | 改 訂 内 容   | 改 訂 手 続  |
|-------|---|--|
| 改訂17  | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(4) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(5) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(6) コミュニケーションの修正<br>(7) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(8) 進行管理及び監視・測定の追加と修正<br>(9) 内部監査の修正 | 制定日:平成20年 4月 1日<br>施行日:平成20年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂18  | (1) 適用範囲の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(4) 実施及び運用の修正<br>(5) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(6) 内部監査の修正   | 制定日:平成21年 4月 1日<br>施行日:平成21年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂19  | (1) 環境側面の修正<br>(2) 目的及び目標の修正<br>(3) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(4) 力量、教育訓練及び自覚の修正<br>(5) コミュニケーションの修正<br>(6) 文書類の修正<br>(7) 運用管理の修正<br>(8) 進行管理及び監視・測定の修正                                    | 制定日:平成22年 4月 1日<br>施行日:平成22年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂20  | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(4) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(5) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(6) 進行管理及び監視・測定の修正<br>(7) 環境管理総括者による見直しの修正                              | 制定日:平成23年 4月 1日<br>施行日:平成23年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂21  | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(4) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(5) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(6) 進行管理及び監視・測定の修正  | 制定日:平成24年 4月 1日<br>施行日:平成24年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂22  | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(4) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(5) 文書類の修正<br>(6) 運用管理の修正<br>(7) 進行管理及び監視・測定の修正  | 制定日:平成25年 4月 1日<br>施行日:平成25年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂23  | (1) 環境側面の修正<br>(2) 法的及びその他の要求事項の修正<br>(3) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(4) 文書類の修正<br>(5) 運用管理の修正<br>(6) 進行管理及び監視・測定の修正  | 制定日:平成26年 4月 1日<br>施行日:平成26年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |

## 1 1 改訂経過

| 改訂NO. | 改訂内容  | 改訂手続   |
|-------|---|--|
| 改訂24  | (1) 環境マネジメントシステムの文書体系の修正<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 法的及びその他要求事項の修正<br>(4) 目的及び目標の修正<br>(5) 環境マネジメントプログラムの修正<br>(6) 実施及び運用の修正<br>(7) 資源、役割、責任及び権限の修正<br>(8) コミュニケーションの修正<br>(9) 文書類の修正<br>(10) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(11) 進行管理及び監視・測定 of 修正<br>(12) 順守評価の修正<br>(13) 記録の管理の修正 | 制定日:平成27年 4月 1日<br>施行日:平成27年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂25  | ISO14001(2015年版)への移行に伴う全面改定   | 制定日:平成28年 4月 1日<br>施行日:平成28年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂26  | (1) 組織及びその状況の理解の追加<br>(2) 利害関係者のニーズ及び期待の理解の追加<br>(3) 適用範囲の修正<br>(4) 組織の役割、責任及び権限の修正<br>(5) 順守義務の修正<br>(6) 緊急事態への準備及び対応の修正   | 制定日:平成29年 4月 1日<br>施行日:平成29年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂27  | (1) 組織の役割、責任及び権限の修正<br>(2) 順守義務の修正<br>(3) 環境目標の修正<br>(4) 緊急事態への準備及び対応   | 制定日:平成30年 4月 1日<br>施行日:平成30年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂28  | (1) 組織の役割、責任及び権限の修正<br>(2) 環境側面の修正<br>(3) 順守義務の修正<br>(4) 環境目標の修正<br>(5) 緊急事態への準備及び対応の修正<br>(6) 監視、測定、分析及び評価の修正  | 制定日:令和元年 4月 1日<br>施行日:令和元年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者   |
| 改訂29  | (1) 適用範囲<br>(2) 組織の役割、責任及び権限<br>(3) 環境側面<br>(4) 順守義務<br>(5) 環境目標<br>(6) 力量及び認識<br>(7) 内部監査  | 制定日:令和2年 4月 1日<br>施行日:令和2年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者   |
| 改訂30  | (1) 組織の役割、責任及び権限の修正<br>(2) 順守義務<br>(3) 環境目標<br>(4) 力量及び認識<br>(5) 緊急事態への準備及び対応   | 制定日:令和3年 4月 1日<br>施行日:令和3年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者   |
| 改訂31  | (1) 組織の役割、責任及び権限の修正<br>(2) 順守義務<br>(3) 環境目標<br>(4) 緊急事態への準備及び対応   | 制定日:令和4年 4月 1日<br>施行日:令和4年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者   |

| 改訂NO. | 改訂内容   | 改訂手続   |
|-------|--|--|
| 改訂32  | (1) 組織の役割、責任及び権限の改訂<br>(2) 順守義務の改定<br>(3) 環境目標の改訂<br>(4) 緊急事態への準備及び対応の改定 | 制定日:令和5年 4月 1日<br>施行日:令和5年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂33  | (1) 組織の役割、責任及び権限の改訂<br>(2) 順守義務の改定<br>(3) 環境目標の改訂<br>(4) 監視、測定、分析及び評価の修正 | 制定日:令和6年 4月 1日<br>施行日:令和6年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |
| 改訂34  | (1) 組織の役割、責任及び権限の改訂<br>(2) 順守義務の改定<br>(3) 環境目標の改訂                        | 制定日:令和7年 4月 1日<br>施行日:令和7年 4月 1日<br>起案者:環境管理事務局<br>決定者:環境管理総括者 |